

参議院地方行政委員会會議録第十六号

昭和四十一年四月十二日(火曜日)

午前十時四十四分開会

委員の異動

四月一日

辞任

伊藤 五郎君

補欠選任

大森 久司君

出席者は左のとおり。

理事

小林 武治君

沢田 一精君

加瀬 完君

原田 立君

委員

小柳 牧衛君

高橋文五郎君

中村喜四郎君

占部 秀男君

鈴木 壽君

林 虎雄君

松澤 兼人君

市川 房枝君

政府委員

警察庁長官

警察庁長官官房

警察庁保安局長

厚生省公衆衛生

局長

労働省婦人少年

局長

自治省政務次官

自治省行政局長

事務局側

常任委員会専門

員

鈴木 武君

説明員

自治省行政局公 森 清君
務員課長

本日の会議に付した案件

○銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○地方行政の改革に関する調査

(地方公務員の定年に関する件)

〔理事沢田一精君委員長席に着く〕

○理事(沢田一精君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木壽君 厚生省の方、おいでになっておりますか。

○理事(沢田一精君) 公衆衛生局長が見えております。

○鈴木壽君 銃砲刀剣の取り扱いで、私非常に心配なのは、一つは、こういうものが暴力団等によつていろいろ犯罪の用に供せられたり、事故を起こしたりなんかする、そういうこと。それから一つは、精神障害者がこういうものを持つていろいろな問題を起こすという、こういうことだと思ふんであります。いまのこの銃砲刀剣の法律の中に、精神障害者は銃砲刀剣を持ってないことになって、所持の許可をしてはならぬということになっておるんであります。なかなかこれはまた精神障害者、異常者というものの診断といふんですか、判断といふんですか、むずかしい問題もあると思ふんであります。医師の診断書、証明書等をもつて異常者でないということが、許可を受ける場合に一つの条件になるわけなんですけれども、なかなか

かこれはいまの日本のこういう状態の中では、効果的なことができないんじゃないだろうかと思ふのであります。それはともかくとして、現在の精神障害者あるいは異常者といふわけになる者、そういう者が非常にたくさん日本にはおらんじやないか。しかも、それがほとんど野放し状態に置かれてあるんだらうと思ふんであります。こういうところの大きな問題があると思ふんであります。

そこで、現在の日本における精神異常者、精神障害者、こういうものの現況といふんですか、こういうものをひとつお話を聞き、さらにこれに対してどういう対策を現在とりつつかあるのか、また将来どう対策を講じていくつもりなのか、そういうことを最初にまず概括的にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(中原龍之助君) 精神障害者の概略についてお答え申し上げます。

精神障害者と申しますのは、精神衛生法によりまして、精神障害者、それから精神薄弱者及び精神病質者、この三者をいっております。で、こういうふうないわゆる精神障害者というものが、では日本にどれだけの数であらうかということにつきましては、実態調査をいたしたことがござります。これは昭和三十八年に最近ではいたしてあります。この実態調査は、サンプル調査をいたしまして、それをもとにいたしまして全国的に推計をいたしたわけでござりまするので、全部が全部この患者数をつかんでおるといふわけではござりません。この推計によりまして、大体この精神障害者といふものが全国推計で百二十四万人おるであらうというふうな推計になっております。で、その中で精神病は五十七万人、それから精神薄弱、これは白痴、痴愚だけでござりますが、これが四十万人、その他が二十七万人、こういうふうに推

計をしております。そしてこの治療とかいう方面につきましては、収容して治療を要する者といふのは約三十五万人、それから外来治療、指導、そういう者が四十八万人、それからその他の、まあ指導といふものが四十一万人といふふうに区別されておりますが、その中で、収容治療を要する者の三十五万人について見ますと、精神病院に収容を要する者といふのが二十八万人と推計されております。それから精神病院以外の施設に収容を要する者といふのが七万人、で、精神病院に入院を要する者の二十八万人に對しまして、さらにこれを区分いたしますと、精神病で二十一万人、精神薄弱で三万人、その他で四万人と、こういうふうな状況になっております。

それで、これに對する精神障害者の対策といひまして現在とられておる状況、それから将来の方向につきまして概略的に御説明申し上げます。精神障害者の対策といひましては、主として精神衛生法に基づきまして、精神障害者をできるだけ把握し、そして自傷他害のおそれのある者——自分も傷つけ、あるいは他人を害するといふようなおそれのある者につきましては、特にこれは措置入院等によりまして病院に収容し、そしてこの措置入院等によりまして病院に収容し、そしてこの措置入院等に加えていく。このほかに、昨年法律が改正されました。保健所におきまして、精神衛生相談をやるといふほかに、訪問指導といふものを行ないまして、精神障害者の発生予防と、それからおもに医療を通じての一種のアフターケアといひますか、そういう措置を講じておるわけでござります。で、費用のほうにつきまして、昨年の六月の精神衛生法の一部改正によりまして、従来は通院者の、措置入院者につきまして公費の負担といふものが認められておりましたけれども、適正な医療を普及して、そして通院をしても、なおし得

るというよりなことから、この通院医療に対する公費負担制度というものを創設にいたしました。それから、先ほど申しました保健所等のいわゆる訪問指導体制の整備のほかに、昨年度から精神衛生センターというものを各府県に設置していき、そしてそれが訪問指導、その他のいろいろな中心の指導的の機関として全体のレベルアップをはかっているというところでございます。これは主として、精神衛生センターは、保健所とそれから一般医師との連絡をとりまして、いわゆる在宅の精神障害者対策の充実を期するという趣旨から行なわれているのでございます。しかし全体から見ますと、精神障害者を収容すべき精神病床、及びアフターケアのための施設というものについては、もちろん十分ではございません。今後とも精神病床の増床を計画的に促進するとともに、医療保護制度の拡充、在宅精神障害者に対する指導の強化、それから社会復帰のための施設の整備等につきまして、逐次対策を進めていきたい、こう考えているわけでございます。

なお参考までに、現在この精神病床というものがどれだけの数あるかということにつきまして御説明を申し上げますと、大体ベットは最近非常に伸びておりまして、年間一万余千から、昨年は約一万余千床と、年間の伸びを示しております。それで四十一年の十二月末には約十七万二千八百床くらいになっております。措置入院患者数はしかし現在ともなお若干超過収容という形になっております。

以上でございます。

○鈴木壽君 入院を必要とする者三十五万とおっしゃった……

○政府委員(中原龍之助君) 収容を要する者といまして、この三十五万と申し上げました。そのうち精神病院に入れる者というのが二十八万人でございます。

○鈴木壽君 精神病院に入れる者は二十八万人、それに対して全国のベッド数が十七万二千八百くらい、これは昨年の調査でございますね。

○政府委員(中原龍之助君) はい、十二月です。○鈴木壽君 今後ふやしていくというお話でありますし、また、だんだんふえつつあるという状況のようでありまして、収容しなければならぬ者が、なおもう十万余くらいはベッドが足りないという状況になりますでしょうか。そこら辺をどうふうにかえてよろしいですか。

○政府委員(中原龍之助君) 数字の上では確かにそのようになると思います。そうして先ほど申し上げましたとおり、この推定数は、一つのサンプル調査をもとにいたしまして推計をいたしております。全部が全部この二十八万人の患者を現在つかんでいるわけではございません。つかんであるものにつきましては、逐次必要な者は収容していくというたてまえをとっております。

○鈴木壽君 これはなかなか実態調査といっても、個々の一人一人まで実際にされるということについては、なかなかむずかしい問題だと思っておりますが、それでサンプル調査の結果、いまお話しのように、二十八万人を病院に入れなければならない。これがあつたにもかかわらず、しかし実際のベット数は十七万くらいだと、こういうところ、いまの日本の精神障害者に対する対策の非常に手おくれな点があると思うのですが、それからもう一つ、いわゆる精神病を専門とする精神病関係の医師さんですね。これは全国にどのくらいあるというふうにあつた方はつかんでおりますか。

○政府委員(中原龍之助君) この精神科の医師さんのつかみ方でございまして、これがなかなかつかみ方によりまして、多少の差異が出てくるのでありますけれども、現在単独の精神病院等いろいろな精神科の診療に従事しているお医者さん等の数字を医療施設調査等とてみますと、三十九年での従事者が、常勤、非常勤を合わせて三千六百五十名というところでございます。

○鈴木壽君 このあれですか、精神科のお医者さんですね。三千六百五十名、三十九年の調査でそういうふうになつておるということでありまして、日本各地の状況、配置といつてもこちらで指図する

わけではないが、いずれそれぞれのところにあるところのありまが、これはどういう状況になつておるのか。たとえば東京とか、大都會のところが、あるいは中小の都市、農村等について配置、分布——分布でもないでしようが、これはちよつとことばが適当なことばが見つかりませんが、そういうようなところを調べたら、どういうような状況ですか、これは。

○政府委員(中原龍之助君) まことに申しわけございませんでございども、いままでの資料を持ち合わせてはございませんでございども、概括して言いますと、やはり医師一般のあれとしましては、都会地のほうに集中しておるという状況で、辺地のほうに行けば行くほど医師がやはり充足していないということが言えると思ひます。

○鈴木壽君 とにかく精神科のお医者さんが足りないということだけは確かですね、いまの日本のそれからいって。

○政府委員(中原龍之助君) 私も、この精神科の医師の数につきましては、不足であるというふうにかえております。

○鈴木壽君 一方に病院等に収容して治療をしなけりやならぬというものが三十万近く、二十八万人もおる。ところが、ベットが足りなくて収容し切れない。したがって家庭等におつて、あるいは病院に通つたりなんかもするんでしようが、いずれ十分な目が届かないところにたくさんの方の精神障害者がおるという、こういう状況ですね、端的に言つて。三十八年の調査のときには、推定——もちろん推定でしようが、家庭で治療しなきゃならぬというふうなものが五十数万人あるんじゃないかと、こういう数字が出ておつたはずなんでございまして、それが今度家庭において治療し、あるいはいろいろな方法でやつても、担当するお医者さんがない、単に家族の者や周囲の者がそれを見ておるというふうな状態であるように、こういうお医者さんの数等からいって思われるわけなんです。さつき私、野放しの状態だと、こう申し上げたのも、一つの根拠としてはそういうことから

言えるんじゃないかと思ひますがね。

そこで、私心配なのは、銃砲刀剣のこの法律によつて、精神障害者、精神異常の者は持つていかぬ、お医者さんに見てもらつて証明書を持つてこなきゃだめだ、こういう法律になつておるのではありませんが、一体だれがそういうものを見て的確に診断するのか、証明するのか、まことにたよりないと思ひます。一々銃砲刀剣を所持しようとする者が、許可を受けようとする者が、まあこれはことばは少し悪いんですが、そこら辺の普通の内科とか何とかというお医者さんのところへ行つて、専門医でない方から証明書を、あるいは診断書をもつていくというかつこうが、いまの実態ではないかと思ひます。それから、私非常に心配なんです。実際これは、あれですか、警察のほうにお聞きしますが、精神異常、障害者というふうなものを、所持の許可を与える場合に的確につかんで、該当者は許可しないんだと、あるいは持つてくる証明書というものはもう間違いないんだというふうな自信がございまして、

○政府委員(今竹義一君) 前に名古屋市の某という精神病の患者に銃銃の許可があつたことがございまして、その際に、その某を診断しました三重県立大学の医学部教授、黒沢という先生の話を聞いたのでございまして、先生のことはよく知らし、私は精神神経科の医師として患者を診察もしますが、また大学教授として絶えず研究もしておりますが、某のような患者について毎日診察しているものであります。一度診察しただけで直ちに病名を確定することのできない場合があります。ましてや、常人が一見したり、少し話をしたぐらいでちよつと變つていくというふうなことであれば、これが精神病者であることがわかるようなことはほとんどないと思ひます。、こうおっしゃつて、さらに話を續いて、「今後法改正によつて精神科医師が診断書を書かなければならないというふうなことがあれば、これは非常に困難なこと、私は一度ぐらいの診察だけでは、むしろその人物を絶えず見ている医師が書くことのほうがよ

くわかんと思ひます、こゝういふに専門家の立場からおつしやっております。

私どももこの御意見を参考にいたしまして、一度ぐらいいではなかなかわずかしらうと、むしろもよりの、その人に常時接している一般の人のほうがよくわかるのではないか、かように考えたわけでございます。

○鈴木壽君 中原局長、あれですか、いまのお話があったわけなんですか、さっき私が申し上げたようなこと、精神障害者等に対する銃砲刀剣の所持の許可あるいは不許可というふうな問題が、心配なく処理されているというふうにお考えになりますか。

○政府委員(中原龍之助君) 銃砲刀剣についての、その問題としていまお答えを申し上げるとしますと、突然でございますので、ちょっと判断に迷うのでございまして、精神障害者の、いわゆる障害者であるという診断を下すということにつきましては、先ほど保安局長から申し上げたのは、やはりケース、ケースによりましては適當であらうというふうに考えております。と申しますのは、精神障害者につきましては、相当症状のはっきりしている者は、これは一回でもわかるかもしれせん。そうでない者につきましては、何回か診察をし、経過を見て初めてそこで診断を下すというふうになるのがやはり普通であらうかというふうに考えております。

○鈴木壽君 この精神障害の医師の診断とか証明とかという問題、これは銃砲刀剣の施行規則の中に規定がありますね。証明書を持って来なければならぬということですね。ですから、そういう意味では、法のたてまえからすればそれでいいと思ひますが、實際持ってくる証明書のものについて、これはさつきも言ったように、失礼なことを言ひようだが、ほんとうであるのかどうかというふうな心配、さらに、むしろこれは、法律にはそういうふうになつておつても、實際にはこれは行なわれていないんじゃないだろうかと思ひますが、そこら辺どうですか、警察のほうでは。

○政府委員(今竹義一君) 精神障害者であることを許可あるいは免許の欠格事由としております法律の例は、私どもの銃砲刀剣所持等取締法のほか、調理師法、理容師法、美容師法、栄養士法、麻薬取締法、毒物及び劇物取締法、あへん法、医師法、歯科医師法、齒科衛生士法、齒科技工法、あん摩マッサージ指圧師等に関する法律、薬事法、その他厚生省関係の獣医師法とか、いろいろあるわけでございます。それらはいずれも医師の診断書を添えるというのを義務づけておりまして、精神衛生鑑定医というふうになつていないのでございまして。そういうことも考えまして、医師の診断書と、こゝういふにいたしたわけでございます。この規定は順守されておると考えます。

○鈴木壽君 私、法律そのものがけしからんとか、診断書を持つてくるようにという、そういう規定がいかにとかいうことでなくて、それはまあそれできやいかんと思ひますが、實際、じゃどうなのか、こゝういふ点について私ども非常に心配なわけですね。

○政府委員(今竹義一君) 精神障害者であるかどうかという最終の判断は、許可をいたします公安委員会にあるわけでございますが、私どもはやはりそういう意味ではしろうとでございまして。念には念を入れるという意味において医師の診断書を添えるほうが適切である、かように考えております。

○鈴木壽君 銃砲等による事故が精神障害者の手によつて引き起こされているというふうな事例がたくさんあるわけですね、銃砲だけでもございませぬけれども。たとへば去年——おとしですか、ライシャワー事件なんかもし精神異常者といひますか、障害者といひますか、そういうものであつたと思うのです。これは一つの例でありまして、そういうものがあちこちにあると思ひますが、ですから医師の診断書、証明書を持つてこなきゃならぬというのを私否定しているのじやなくて、なかなか現在の日本の精神科のお医者さんの数からいつても、いまの対策、いろんなことを考え合わせてみても、手の届かないところになく

さんの精神障害者、異常者があつて、なかなか法律にはきめてあるけれども、きちつとそれで全部をとらまえることができないかという、そうじやないといふことを私心配するわけなんです。そういうことについてどうお考えになつておられるのかと、こゝういふことなんです、私お聞きしたいことはですね。法律に、医師の診断書を持たなきゃならんからという、それについていいとか悪いとかじゃなくて、それは当然でしょうから、それはかりに精神科の専門医師でなくとも、いまの日本の状態であればこれはやむを得ないと思ひます。ですから、それはそれとして、私問題だといふことになしに、實際として法律のいろんな規定なりといふものがあつても、的確に精神障害者、精神患者といふものを、いま言つたようなことの所持の許可を与える場合にはじき出して持たせないといふこともできないし、といふんじやないだろうかといふ、私のそこら辺で何か考えるところはないかと、こゝういふことなんです。

○政府委員(新井裕君) 鈴木委員のおつしやるとおりでございます。私どもとして一〇〇%これを防止するといふことは、目下の医学水準かどうか知りませんが、与えられる条件のもとでは不可能だと思つておりますけれども、こゝういふ制度をとることによりまして、九割五分以上の確率は保てるというふうに思ひます。さつきお医者さんのことをば引用いたしましたけれども、専門医になればなるほど、ほんとうに鑑定しようと思へば一カ月や二カ月の日にちを要する問題もあるようございまして、短期間にそういうような繁雑な手続をするといふこともできかねますので、実行可能で、しかも最も確率の高い方法をとるといふのがわれわれの立場でございまして、そういう意味で、先ほど来御質問のありました精神障害者に対する銃等の所持許可に對しての取り扱いを去年から変えたわけでございます。したがひまして、こゝういふような制度で一〇〇%といふことはできかねるというのを正直に申し上げたほうが誤解がないと思ひますけれども、相当部分はこれによつ

て防止できると思ひます。

なお、お尋ねの中にはございませんでしたけれども、私どももいま引例されましたライシャワーさんの事件以来、いろいろしろうとなりに研究をして、お医者さんの意見も聞いておりまして、精神障害者と言われるうちの精神障害者といふものについて、いま議論をなされましたけれども、それ以外の、その他とあります二十七万人のうち、どれくらいになるかわかりませんが、精神病質者——われわれが俗語で変質者と言つております者、これはどのお医者さんに聞きましたも、なかなか診断はむずかしいと、何かそういう變つたことをして初めてそういう者であるという認定ができるというところをございまして、そこいら考えますと、たいへんまあわれわれとしても亡羊の嘆にたえないところをございまして、最も実行可能で、最も確率の高い方法をとるといふことが必要なじやなからうかといふことで考えておるわけでありまして。実はこの問題よりもっと大きな問題は、運転免許にございまして、この銃等の所持許可は、数から申しまして、運転免許に比べるとずっと少ないわけでありまして。運転免許についても、われわれとしては、ほんとうに真剣に考えなければならぬ問題が現にございまして、何とか比較的簡単に確実な判定方法がないものかといふのがわれわれとしても大きく希望しておるところでございます。たいへんよいことを申し上げて申しわけございせんが、一応お答えをいたしたいと思ひます。

○鈴木壽君 いわゆる精神異常者と正常者、これはなかなか簡単に区別できないと思ひますし、精神障害者と言われる者の中でもまたいろいろな様相があつて、これ自体でもちよつと見たところだけではつかめないという、こゝういふ性質のものだらうと思ひます。ですから、どうもこの問題に對する対策といふものは、いままで手おくれで、まあわれわれ自身の周囲を考えてみまして、もつとこゝういふことに本格的に取り組まなければならぬと思ひます。幾つもあるわけなんです。

ります。いま長官のおっしゃる通りに、私さうは、この法律の改正案について主として銃砲刀剣の問題からお尋ねをしておるわけなものであります。お話をうかがうに、自動車の運転者等、こういうものの事故を起こす者の中に精神障害、精神異常の者がたくさんあるということも最近の統計でわかっておりますから、それはまあ非常にいまの日本の社会にとつても大きな問題だと思つておられます。それに対して的確な対策を立てなければならぬし、十分な措置がされなければならぬ。私は思ふのです。そういうことを前提にしながら、法律でさつきも言つたように、たとえば銃砲刀剣の所持の許可を受けようとする者は医師の診断書、証明書を必要とするんだと、証明書を精神障害者じゃないという証明書をなければいけないということなんでしょうが、実際はなかなか効果があつて得られないんじゃないでしょうか。長官は相当な効果があつてと言つておられますが、私はこれだけのことで、そしていまの日本の精神障害者の数、あるいはお医者さんの数、こういう状況の中では、なかなか効果があつてというように感じないかなんじやないだろうか。これはほんとうに、氣違ひに刃物といふことばが昔からあるわけなんでしょうが、刃物どころではない。たま飛び出してとんでもないというふうなことになる、そういう銃砲をも含めて、いま考えていかなければいけないところなんです。まあほくらもこわくてしょうがないというふうな感じします。やっぱいまのままであつて、銃砲刀剣の所持の許可の場合に、施行規則の中にあるようなそういうことでおやりになりますか。もつと私申し上げたいことは、その証明書も、単にそこら辺の知り合いのお医者さんに行つて、さうであるとか、さうでないとかいう程度でなしに、もうちょっと専門医なり、専門のそういう精神障害者の治療機関等からしつかりしたものを取つてもらふというふうなことにまでいかなければいけない

んじゃないかと思ふんですが、その点いかがでございますか。

○政府委員(新井裕君) 実は、鈴木委員と同じ希望を私も自身も持つておまして、精神病の判定というものが、いまの医学の水準、あるいはお医者さんの分布等勘案した上で、もう少し確かな方法がないものかというふうに私自身も望んでおりました。これに満足することなく、そういうところができれば直ちにそれも取り入れるにやぶさかではございませんけれども、私は、やはりお医者さんとして証明書を書く以上、お医者さんとしても精神的な義務というものを感ずるわけでございます。自信がないものをだれでもむやみに書くというふうには私も必ずしも想像いたしません。したがうに、その限度におきましては、相当良心的な証明書が相当の程度発行されるということを想定をしてやつております。まだ始めばかりでございますから、どの程度実効があつたか、判定はいたしたいのでありますけれども、ことに今度銃刀法の改正案の御審議を願ひまして、もしこれをお認めいただくとしたら、五年ごとには許可を更新いたしますので、その際にまたわれわれとしてもチェックするチャンスもあると思つております。そういうものと相まつていけば、いまわれわれの許された条件のもとでは、最も確実な方法で排除できるんじゃないかという一種の希望的な気持ちもありますが、そういうふう

に考えております。

○鈴木壽君 私これはあとでお聞きしようと思つておつたんですが、銃砲を所持しておる者、許可をされて持つておる者、銃砲の数及び人員、まあ銃砲についていへば、それだけ相当な大きな数になつておるんであります。実際は狩猟等をやって免許を受けておる者の数とだいぶ違ひます。だいたい数が違ふんです。これは別の角度から私はあとでお聞きしたいと思つておつたんですが、何のために銃砲の所持の許可を得たのかからい、いまになつてみればわからぬというふうなものがあるという、こういうことから私

ちよつと心配になつたのは、さつきからの話で、こういうものの中にその精神障害者なんかがかかるおつてですね、いつどこでどういふふうな使用方をされるかわからぬというふうな心配なきにしろあらずと思つたわけですね。これはあとで許可のことについてお聞きしますが、いま言つたようなことからいっても、何とかやっぱこれに對して、精神障害者なり異常といわれる人たちに對する対策というものを、全般的な立場から講ずるとともに、さらにこの銃砲刀剣の所持なり、あるいは長官がお話の運転者のそういう人たちのチェックなりというものを的確にやらないと、非常に繰り返して申し上げますが、われわれ心配なわけなんです。正常な人が狩猟のために持つておる、あるいは何らかの目的のために持つておるという、これは何も心配する必要はないと思ひますけれども、何を以てかすかわからぬというやうな人が、もしかりにそういうものを持つておるというやうなことになる、これはまあたいへんなことだと思ふので、そこら辺で何かやっぱりもう少しきつちとチェックできるやうなそういうことを考えていかなければならぬのじゃないだろうか、こういうふうに思ふのです。

たとえば、さつき厚生省の局長さんから、今後、施設に収容されない精神異常、精神障害者の対策としてセンターをつくるか、あるいは保健所に精神科のお医者さんをどうするかというやうなお話があつたと思ひますが、いまの状態からいいますとですね、それはまあいつかはさういふふうになるかも知れませんが、現状はまだまだわれわれが安心できるやうな状態ではなくて、さつきも言ひましたように野放しの者が五、六十万も六、七十万もおるのだと、こういうことであります。それから、依然として心配は絶えないわけなんです。警察庁の長官ね、あなたも何か的確な方法がないかというふうに心配しておられるということなんです。さうあつてはいいというやうな何かさうお考え等ございせんか、チェックのしかたについて。

○政府委員(新井裕君) ただいま申し上げましたとおり、私もさういふところにいろいろ研究をいたしまして、一番ほんとうの問題は、ほんとうは精神障害者の問題でございますが、これはいまの医学的ないかなる方法を用いても、事前に判定することはたいへんむずかしいということでございます。そこで問題は精神病者にしほられるわけでありまして、これにつきましても厚生省にも強くお願いをいたしまして、できるだけ精神病者といふものを的確に把握をしていただかしまして、それをわれわれのほうに必要があつた場合には教えていただく方法、全部をこつちへ通報するということとは、患者の秘密の問題もありますからできがたいやうでございますが、必要がある場合にそれをチェックして教えてもらえる方法がないものかということをお願いをしております。これはお医者さんに非常に強い反対があるのでもございす。反対の点もさうな点がございますので、われわれとしてもやや漸進的にやつていかなければならぬと思つております。ただいまいろいろ御意見のありましたことは、われわれとしても将来の研究課題として十分にこれから検討を凝けてまいりたいと思つております。

○鈴木壽君 局長さん、市町村なり県の段階で、あるいは保健所等において、その地域等における精神病者はもちろん、精神障害、こういう人たちのまあるリストと言つちやおかしいが、何か実態をつかんでおるといふやうなことございせんか。

○政府委員(中原龍之助君) その全部の実態と申しますと、先ほど長官から申し上げましたとおりで、この精神障害者を警察のほうに通報するといふ問題につきましては、いろいろ論議がございまして、現在精神衛生審議会でも検討中の課題になつておるのです。これは外国の制度その他をいま全部取り寄せて検討中でございます。ある程度の精神病院に入院した患者につきましても、たとえば措置入院者であれば、これは全部衛生関係でつかんでおります。同意の場合におきましても、入院をした場合についてはそれは届け出るやうになつ

ておりまして、ある程度のはつかんでおります。

○鈴木壽君 保健所等でその区域の、これは一人一人全部というはむずかしいかもしれませんが、どこそこの何某というものはこうこういう程度のものだというようにもまだつかんでいないわけなんですか。まあ警察に知らせるとか知らせないとかということは別にしてですね。

○政府委員(中原龍之助君) 結局その問題でございまして、そういう問題につきましては、たとえば病院等と連絡をとりまして、退院者につきましては、その退院後、保健所が訪問指導したるような形で、いろいろ連絡を密にするというふうな形はとりつづけています。

○鈴木壽君 これはなかなかむずかしい問題だし、またデリケートな点も出てくるわけなんですけれども、まあ入院等の、いわゆる治療施設のそういうところに入っている者、あるいはそこから出たというふうな者、これはすぐかめるわけなんですけれども、その他の者について何か実態をつかむようなことがぜひ必要だと思ふんですが、これはさつきお話の何とか審議会というふうなことで、いまそういうことを検討しているわけなんです、もう一度。

○政府委員(中原龍之助君) 先ほど、警察等の通報の問題につきましては、検討をいたしているところ……。

○鈴木壽君 これはもちろんその家族の人たちの責任もありますし、したがって家族の人たち、あるいは親戚とか、そういう人たちとともに、これはまあ日常の生活をともしておる者というふうな意味で、専門的なことはともかく、かなり正しい見方ができるんじゃないかと思ふんですが、まあそういうふうな人あるいはお医者さん、保健所、それから警察の方々、こういうふうな総合的な点でお互いに十分連絡をしながら、やはり地域におけるこういうものを的確につかむ、そして把握しておく。その入院させるとか、するとかというこの前に、まずそういうふうなことが

必要だというふうに思ふんですが、いま検討しておるの中には、私がいま申し上げたような事柄についての検討はありますか、どうですか。

○政府委員(中原龍之助君) いま先生の言われたそのものずばりというのになりますと、現在はまだございせんが、その地域の精神障害者をできるだけつかんでいくというところにつきましては、保健所を中心にしていろいろ努力をしております。

○鈴木壽君 これはその保健所等の努力というの、これはいま始めたばかりですか、これからやっていくというのですか、あるいはいままでやって、こういうふうにつかんでおるといふような何か実績等がございせんか。

○政府委員(中原龍之助君) これが、保健所が積極的にそういうふうなことにございまして踏み切りましたのは、昨年法律を改正してからでございまして、それまでというものは、事実上保健所というものは地域の保健全般についていろいろやるというところでございましてはおりましたけれども、実際上力を入れてほんとうに始めたのは昨年の法律改正からでございまして。

○鈴木壽君 松澤先生何か……。

○松澤兼人君 関連してちょっと聞きたい。いま鈴木委員からいろいろとまあ精神異常者といいますが、精神病者といいますが、そういう者と銃砲刀剣等による事故、その危険性ということについてお話があったのです。お話を聞いておりました、ちょっとふしぎに思ふことは、まあ警察に御質問申し上げたいのですが、合法的に所持の許可を得ている者が、まあ精神異常者といいますが、あるいは精神病者であつて事故を起こしたものの件数、それからその所持者は正常であるけれども、家族に精神異常者、精神病者があつて、それがおやじか兄貴か知らないけれども、正常な所持者の銃砲刀剣を持ち出してまあ殺傷したと、事故を起こしたというものを、そうしてさらに、全く他人である者が、適法に所持を認められた者の銃砲刀剣を持ち出して事故を起こした。事故のほうから考えて、逆にこのルートを行つていきますと、

まあ所持している人は正常な人であるけれども、まあ精神的な関係から事故が起こったという場合が考えられるのじゃないかと思ふんです。そうすると、所持をする人に対して、あるいは講習会を受けさせるとか、あるいは精神の証明書を持つてこさせるとかいうことだけでも、銃砲刀剣の事故というものを、完全にとはもちろん言えませんが、いふまでも、事故を防止するといふことが、非常にむずかしいのじゃないかと思ふんですが、そういう事故の、いま申しましたような内容的な調査といふものはあるのですか。

○政府委員(今竹義一君) まず第一に、適法に銃砲刀剣類を持つておりました、それが精神病者であるといふことが後になつてわかつたといふものでございまして、これは昭和三十九年中に七件、昭和四十年の上半期中に三件でございまして、それから、適法に持つておる者の家族が精神病者であつて、それで事故を起こした。あるいは適法に持つておる者何れ関係のない第三者が精神病患者であつて、それで事故を起こしたといふ数につきましては、ただいまのところ精神病者の数は、キャッチいたしてありませんが、一般的に精神病以外の形で申し上げますと、まず、犯罪に供与されたもの、この供与犯罪の種類は、殺人、強盗殺人、強盗強姦、強盗傷害、強盗脅害、恐喝、これだけに限定いたしておりますが、昭和三十九年の場合七十四件でございまして、これは銃銃の数で申し上げますと、七十四件でございまして、無許可のもの

が三十一件、許可本人——所持許可を受けておる本人が犯罪しましたのが三十三件、家族、友人等が十一件、全くの第三者は九件となつておりますが、この十一件及び第三者の九件のうち、何人が精神病者であるかといふことはキャッチいたしておりません。それから、事故を起こしたもので、こゝろ犯罪に供与したものでなく、事故を起こしたものでございまして、これも銃銃で申ししますと、昭和三十九年の場合百八十三件、無許可のものが七件でございまして、許可本人のものが百三十九件、家族、友人が十六件、その他の第三者が二

十一件でございまして、これも家族、友人のうち、及び第三者のうち何人が精神病患者であるかといふことは確認いたしておりません。

○松澤兼人君 一々それを、内容を分析して統計をつくるというところはむずかしいことかもしれせんけれども、しかし、大きな事件でしたら大体わかるのじゃないですか。たとえば渋谷の事件、あるいは京都の、警官から拳銃を奪つたとかいふようなことはわかるわけでしょう。そういうものは許可を受けて正当に所持しているものであつても、やはり犯罪を起こした直接の人たちは、どちらかといふと正常者じゃない、あるいは精神異常者といふようなことだと思ふのですが、そういう大きな犯罪といふようなものに見られる所持の何といふんですか、性格、あるいは正当な所持をしておるものかどうかといふことはわかるのじゃないですか。

○政府委員(今竹義一君) 私の聞いております範囲では、いままで精神病患者で持つておつて、事故あるいは事件を起こしたといふのは全部所持許可本人でございまして、精神病患者がその家族のもの、あるいは第三者のものを持ち出して、最近事件、事故を起こしたという例は聞いておりません。すべて所持許可本人の場合でございまして。

○松澤兼人君 京都の場合なんかはどうなんです、少年であつたと思ふのですけれども、精神鑑定のはうからいへば、多少常人ではないといふふうには考えられないですか。

○政府委員(今竹義一君) 京都の場合は、精神病質の少年であつたと思ふのですが、これは警察官の拳銃を奪つてやつたという例でございまして、当時の医師の診断によりますと、病名は精神病質、発性抑鬱症、こゝろこゝろになつておりました、いわゆる精神病者ではないといふことでございまして。

○松澤兼人君 やはり問題を煮詰めていきますと、精神病者あるいは精神異常者あるいは家族にそういう人がいるかどうかといふことの実情を的確に把握するといふことが第一じゃないかと思ふの

です。許可を申請している本人は正常でありまして、家族にやはりそういう危険な人がある場合においては、よほど銃砲刀剣の所持保管というところを厳重にしなければ、いつどういふ事故が起こるかもしれないということで、今度は保管の義務等につきましても改正が行なわれているようでありましても、五年目に一べんの更新の時期ももちろんチェックする一つの方法でありましても、けれども、そういう危険を犯す心配のある銃砲刀剣をある家庭に許可するということは、よほどその周囲を考慮して許可しないといけないのじゃないかと思うのです。これはもちろん結論的にいって、それが精神病者であるか、あるいはまた、その血統に精神病者があるかどうかというところは、これは現在の医学ではとうてい困難なことかと思ひますけれども、そういうところまで突き詰めていかなければ、先ほどお話をありましたやはり運転免許の問題も同様で、要は、これは警察の問題ではなくて、やはり厚生省の問題といひますか、そういう精神衛生の面における国の施策の貧弱というところからくるものだろうと思ひます。鈴木君の質問を途中であれしましたので、私は、たまたま少し、先ほどお聞きしました正当な所持者、そして家族の中の精神異常者と申しますか、そういうものの関係、あるいは盗まれた関係、そういうものに対して、もう少し詳しい資料をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(今竹義一君) 精神病者が所持許可を受けておりました、事件、事故を起こしました例は、昭和三十九年及び四十年上半期の分はございします。あとで差し上げたいと思ひます。なお、家族等につきましても、具体的事件をもう一度調査しないと、ちよつと時間がかかると思ひますので、後ほどまた申し上げたいと思ひます。

○鈴木壽君 厚生省のほうへお伺いしますが、さつきからいろいろお話をありましたが、お尋ねもしましたが、いまの日本で精神障害者等に対する対策として、いわゆる精神病者、特に施設に収容して加療しなければならぬと、そういう必要とす

る者の対策が一つと、それからそうでない、いわば施設に収容されない者に対する対策と、おおよかに二つに分けて対策を立てなきゃならぬと思ひます。もう一つは医師の対策ですね、精神科専門の医師の対策、こういうものをやはり早急に手を打ってやらないと、単に、いまほくらが審議しておるこの銃砲刀剣等の所持の問題だけではない、社会生活をやっていく上で、われわれがどうしてもそういうものの必要を力説したいわけなんです。そこで、たとえばベッド数をふやすというようなこと、これは国としてどういふ対策を持っておられるのか。あるいは精神科のお医者さん、専門医を養成をし、あるいは各地に配置をするというふうな、こういうことについても国として何かやつぱりそれがなければならぬじゃないだろうか。単にお医者さんになる人の個人の自由な選択にまかしておくと、これ以外に、国としてこういうふうにしななければならぬというふうなものがあつてしかるべきだと思ひますがね。そこら辺について何かお考えがあつておやりになつていらつしやるのですか、どうですか。

○政府委員(中原龍之助君) 精神衛生対策につきましても、結局施設に収容するのと、それから施設以外においていろいろの手を加えていくのと、そういう面二つがあるのじゃないかという仰せごもつともだと思ひます。私もそういうふうにごえて施策をやつておるわけでございます。ベッドの問題につきましても、先ほど私申しましたけれども、現在なお超過収容の状態でありまして、ベッドがほしいというところはわかつておりますので、そのベッドの増床対策といたしましては、補助といたしましては、いわゆる公的病院の補助というふうなベッドに対する補助ということ。それから次に、公的以外のものにつきましても医療金融公庫を通じて融資をして、ベッド増設をはかつていくというふうな対策を講じているわけでございます。そのほかに、いわゆる施設以外におきましては、最近、精神病の治療法というものが進歩

してまいりまして、非常に昔ほどではなく、わりあいになおるというふうなことになるまいりました。したがいまして、施設に全部収容するまでもなく、そういう外来でもなおるものは外来、通院医療をする、そして治療を加えていく、保護観察を加えていくという制度がそこにとられたわけでございます。この制度を伸ばすために、そういう通院医療費については公費負担というものが法律の上でとられたわけでございます。そのほかにいろいろアフターケアの施設というのにつきましても、いろいろの方がいろいろのプランを持つておられるようでございますけれども、これの実現につきましても、どういふ方法がいいか、種々検討をして、できるものから実現をしていきたいという考え方でおります。

それから精神科の医師につきましても、これは最近ばかりに医師が精神科のほうに——医学部の学生が精神科を志望する者がわりあいに多くなつてきております。これは私も学生の時代のように、精神科の医局員、せいぜい入つて二、三人という状態ではなくて、一つの学年で相当数が入つていくというふうな状態になつておりますので、見込みとしては従来よりも明るい見込みを持つておる。しかしながら、これを配置する場合に、どういふふうな具体的な配置ができるかという問題になりますと、これは医師全般の問題といたしまして、精神科ばかりでなくてほかの医師も、いわゆる都市に集中してくるという傾向がございますので、これをいかにして、いわゆる適正な配置をするかということ、そういう全体の一環として、いろいろ努力しているわけでございますけれども、強制的にというわけにもなかなかまいらない面もございます。結局やはり、いわゆる辺地といひますか、あるいはいかにないかといひますか、そういう面においても勉強ができるようにというふうな面、あるいはまたそういうところの待遇の問題、いろいろの問題がからんで、むしろ強制的にやるということではなくて、そういう面からい

ろやはり考慮していかなければならないというふうな状態でございます。これは医師のほうのいわゆる全体の問題といたしまして、医務局とも相談をいたしましていろいろ考へておるところでございます。

○鈴木壽君 いまの精神障害者、精神病者の公立の施設の状況と、それから今後そういうものを国の手で、単にベッドの補助をしてやるとかあるいは融資のあつせんをやるとかいうことになしに、国の施設としてこういうものの施設をつくつていくという、これからの計画なんかございますか。

○政府委員(中原龍之助君) 現在全体の精神病院のベッド数から比へますと、確かに国の施設、都道府県立、市町村立という公的のもののは少のうございまして、やはりそういう公的のものが十分でないと思ひます。したがいまして、そういう県には優先的にひとつ補助していこうということ、大体年間二千三百床、去年が二千五百床、二千三百ないし二千五百床ずつ、まあ建設していくという状態でございます。

○鈴木壽君 いまの二千三百ないし二千五百というのは、国の施設としてですか、それともあるいは公的の、県とかどこかの施設、あるいはそういうものに対する補助としてなのか、私お聞きしたいのは、国の施設としてやっていくという計画があるのかないのかと、こういうことをお聞きしたかったんですがね。

○政府委員(中原龍之助君) これはいま私申しましたのは補助でございますから、これは都道府県立、市町村立、こういう公的のものでございします。国の施設といたしましては、これは現在国立の療養所あるいは病院というものがございまして、一般のベッドも、徐々に国立としてもふえつつあるのでございますし、あるいは病院等で、一部転換を要するものはそういう精神障害者の病床に転換をしていくというふうな措置もとられつつございします。

○鈴木壽君 国の施設の中にあるベッド数、どのくらいですか、現在。

○政府委員(中原龍之助君) これは四十年十二月末はわからないですが、四十年の六月末で、このときの総ベッド数が十六万三千九百十床、その中で国立のものは五千九百三十三床、それから都道府県立が一万三千八百三十六床、その他市町村立、それから公的機関というものを入れますと、こういう公的のものは全体で二万七千七百六十床という状態になっております。

○鈴木壽君 国の施設としてのこの増強策をいまま考えていらっしゃるませんか。

○政府委員(中原龍之助君) これは私のほうの所管と申しましては、どうも申しわけないのでございしますが、所管でございまして、医務局が国というものについてあれば、国立の療養所として精神床を所管して、その面ではいろいろ考えております。

○鈴木壽君 これは直接の所管で——私は、実はこれは所管が違ふので、そのあなたに対して何のかの言うのは少し悪いのですが、政府として、直接担当している厚生省として、何かこういうことについて一つの方針なり対策をお持ちになつておるのじゃないかというふうに思つて聞いたんですが、しかし、あれですね、いまお聞きしますと、四十年の六月の段階で十六万余あるベッドのうち国立のものは五千九百三十三と、きわめて少ないというふうに思ふのですが、もっとこの拡充策というものはおありだと思ふので、それでこれからどういうふうにやっていくのかということをお聞きしたんです。そのことは、そうしますと医務局のほうでないとはいけません。さうしますと政府委員(中原龍之助君) 結局この問題は医務局の、現在いろいろ療養所あたりで空床があるというふうな問題があるわけでありまして、したがつて、こういうものをどういうふうにして一体利用していくかというふうな問題にかかつていくわけでありまして、一部におきましては、もちろんこれは精神ベッドに転換をしていくということを考へておるわけでございます。

○鈴木壽君 ちょっと心細いですが、空床がある

からこれをどうしたらいいかという観点に立つて転換を考へていくというふうな話ですが、直接の担当者でないから、私これ以上申し上げませんが、こういうものの対策を立てていく上に、これぐらいのベッドをふやさなければいかぬとか、これぐらいに施設を拡充していきたいという、そういうものがあつて、その中で考へていく場合に、いま、からになつていくベッドをどうするかということを考へていくのか、いわゆるこういうものに対する対策として考へる場合には筋だと思ふのですが、どこかにあつていないか、ベッドがあるから、これを何とかしようじゃないか、これを精神のほうに回そうじゃないかというふうなことで、これはあるでしょう。あるでしょうが、しかし、それはあるところを、たとえば国立のものは五千しかならないのだ、いま、これを将来一万にする、一万五千にするというふうな計画もあるのか、ないのかというのを私はお聞きしたかったわけなんです。聞いてみるとどうもそういうものはありそうにない。(小林武治君) ある、あると述べて、小林前大臣から直接お答えをいただきましたから……。

きょう私、何もあなたの方を責める意味じゃございせんが、もつと私この問題に対して、国としては、単に銃砲刀剣に關係するだけじゃないのだから、大きな問題ですよ。私取り上げて積極的な対策を講じられんことを望む立場からやりますものがあるんです。だから何かそういうものがあるにあらうたら、こういうふうなやうにしたいというふうな考へていくとか、あるいは四十一年度の予算にはこういうふうになつていくというものが具体的にあれば聞かしてもらいたいと思つていんです。(小林武治君) あとで出せ、あるんだから」と述べ。

○政府委員(中原龍之助君) このベッドの問題でございまして、これは一応そこに、先ほどあげました急を要するもの二十八万という数字は出してあります。その数字が全部つかめていくかというところかめていない。結局問題は、実施率を

実際に把握して、それを収容できるのがどのくらいあるかという問題のつかみ方に實際はなつていくわけでございます。当初は四十五年を目途としたしまして、全病床数として二十一万五千床を目途にして現在まで進んでおるのです。その後、この問題についてどうするかにつきましては、これはまああらためて研究をしなければならぬ問題でございまして、それがベッドの数になりますと、最近は一萬五千から、去年は一萬九千床もふえた、そうすると、現在十七万床くらい、さうしますと、四十五年までにはその目標はあるいは達成し得るのではないかと、これももちろん考へられておるわけですが、そのほかに、いわゆる公的ない病院、療養所と、それから公的以外のものをどうするかという問題がございまして、公的なものにつきますとは、一応それを国立でいくか、あるいは都道府県立でいくか、そういう問題はいろいろございまして、けれども、いずれにいたしましても、公的の病院はある程度やはり設置する、それが私立の病院でできないような分野は、やはり公的の病院で持つてやるということが私は必要であらうというところで、精神病院を持つてないような、あるいは公的なものが不足であるようなところに補助をしてやうていくという形をとつておるのでございまして。

国立のものにつきましては、實際にこれは空床があるとお申しましたのは、これは精神病院に空床があるわけではなくて、問題は、いま現在結核の療養所というものが相当に空床があるわけですが、それを空床なら空床のままとしておくかという問題がありますので、そういうところでいかに転換の条件がいろいろ整つていくかという場合にございまして、これを精神病の療養所に転換をしていくかというふうな考へ方をとつておるわけでございます。それでまあ大体昭和四十一年度では六百床程度が転換できるのではないだろうかというふうなことで、いわゆる国立の精神療養所として考へていく、これは種々の条件が整わなければなりませんので、そういう面から詰めていくということでございます。

○鈴木壽君 まだわからないな、私ね、国として一体これ以上そういう施設を持つのか、持たないのか、おそろく持つだろうと思ふから、何かないかとお聞きしているのですよ。公的のことじゃなくて、国として持つものは公的のものとの關係がありますから、あるいは場合にはそれは私的なものとの關係がありますから、そういうものを全体の上で国として一体どうするか、現在の五千幾らというものをそのままにしておくのか、あるいは今度結核病棟のほうで空床ができたものを転換するもののおよそ六百というふうに見当つけておられるようでありまして、そういうもので事足りるのか、国として一体どうなんだ、これです、端的にお聞きしているのは、あるのかないのかという、小林前大臣からするとあるような話ですから、あなたの話を聞くとさっぱりあるようでもないのです。

○政府委員(中原龍之助君) まことにあれですけれども、先生の言われるように、国として一体何ベッドつくるかということになりますと、これは現在のところ何ベッドという数はないとお答え申し上げたほうが私は正直であらうと思ひます。しかし、国として現在の、いわゆる療養所なり、そういうもののあり方から考へて、現在、将来とも必要になるといふものに、こういうものをもしも転換する条件が整うならば転換をしていくということは、当然考へていいことであらうということに進んでいくわけでございます。根本はやはり、私の病院ばかりでなくて、公的な病院をつくっていくというところで、国が何ベッド、それから都道府県が何ベッド、そこまではきめてない状態でございます。

○鈴木壽君 このことに対して、私、端的にもう一度お聞きするのだが、国自身が公的とか、都道府県にやらせるとかいうことでなしに、国としてやるという将来の計画というのはいないかと思ふですね。私はそれではおかしいのじゃないかと思ふのです。それ以上は私の議論になりますからやめますが、私は、もつとこういうことに対して、

都道府県とか、あるいは私的なそういう施設にまかせておかないで、国としても、たとえば最近、重症の身体障害者に対する施設をあちこちつくる、こういうことをやっていると同じように、精神病者に対してもそういう施設をもつと拡充する必要があるので、そういう施設を、何かこれから何べんも繰り返して申し上げますが、何かこれからの拡充対策というものをもちあわせたところ、こう思っているわけですね。聞いてみると、いかうです。ベッドの転換とか、そういう程度しか考えておられぬということですね。どうなんですか、もう一度。

○政府委員(中廣謙之助君) 現在のところ転換できるベッドを転換をしていくという状態でございます。○鈴木壽君 私その問題については——厚生省ともありますがどうございました。これで終わりにします。

○市川房枝君 時間がだいぶ進んでおりますので、簡単に伺いたいと思っております。今度の銃刀法の改正の一つとして、銃砲の所持の許可の年齢を二十歳にお引き上げになっておりますけれども、その理由ですね。それについて、どの程度の効果を期待しておられるのか、まず伺いたい。

○政府委員(今竹義一君) 昨年来、神奈川県及び東京都の渋谷でライフル乱射事件という事件が発生いたしました。その被害者の少年は満十八歳になったばかりで、銃砲を二丁許可を得て所持をしているという事件が発生したわけでありました。その事件にかんがみまして、そういう心身の未熟な少年に銃砲という強力なものを所持させることはいかかであるかというのを検討いたしました。すると、狩猟免許も二十歳というところになっておりますので、それとの関連を考慮して、二十歳ということにいたしましたわけでございます。

その効果がどうであるかということでございますが、端的に申しまして、それによってもうだいたいふたつということにはならないかと思っております。

が、少なくとも、二十歳未満というような少年の者に持たないというだけでも効果があらうかと、かように考えております。

○市川房枝君 引き上げたことは私はいいと思うのですが、全体で約五十万丁くらい持っている人がいますね、その中でわずかに三百二十九丁にすぎない、それだけの人の禁止をするわけですね。それだけで一体効果があるかどうかといいますが、あのときの青年は精神異常者ではなかったということになりますか、あれは。

○政府委員(今竹義一君) 精神異常者ではございません。○市川房枝君 精神異常者でないということになりますと、私は、やはり火薬が自由に手に入るというか、ほかのケース、ほかの場合を考えると、これは先ほどから問題になっておりました精神異常者というものを何とか考えなければいけない。この二つの問題については、今度の改正では何も触れていないわけですね。その二つの点についてはどうお考えになっておりますか。

○政府委員(今竹義一君) 火薬の点につきましては、今度の改正ではその許可の仕事を知事部局から公安委員会の方に移管を受けまして、銃砲等を一元的に管理するように改正する案になってございます。もう一つの点はちょっと聞き取れなかったのですが。

○市川房枝君 精神異常者に対しての銃刀法としてこれは何ら触れておいてはならない点。○政府委員(今竹義一君) 精神異常者のうち、いわゆる精神病者につきましては、現在の法律におきまして所持許可をしてはならないと、こういうことになっておるのでございます。それから精神障害者のうち、いわゆる精神薄弱者というのがございますが、これはこの法律の第五条第一項、第二号に、「心神耗弱者」というのがございまして、精神薄弱者についてはそれで措置をする。精神障害者のうち第三番目の概念として、精神病質者というのがあるのでございますが、これはいまさつ

き長官からも説明しましたように、たいへんにわかりにくい病気でございまして、起こってからわかるというふうなものでございまして、他の法令でも精神病者というように規定してございまして、この点については現行法のままでいいのでは、ないか、こういうふうに考えたわけでございます。

○市川房枝君 現行法でそういう人が許可を受けようとするときには、そういう精神病者でないという健康診断書をつけて出すのだというところが、規定があるようにすけれども、しかし申請する人が、自分が精神病者だというふうなものを付けて出すはずがないのでありまして、これは一応法文としては整っていても、実際的にはこれは私はあまり役に立っていないのではないかと心配をするわけですが、精神病者の問題、先ほどからいふ議論になりましたので、その点は省きまして、火薬ですね、火薬は狩猟の許可を受けている人には、火薬取締法で、ずいぶん多いと思っておりますが、買うことができるのです。それが横流れをするという心配があるのですけれども、それはどうなんですか。

○政府委員(今竹義一君) 狩猟法によりまして狩猟免許を持つておられます場合に、いま先生のおっしゃいました無許可譲渡しということが認められております。その量は、実包、空包で千個、火薬で五キログラム、銃用雷管で二千個、こういうことになっておるのでございます。ただ従来、この規定はその範囲であれば狩猟免許の期間中何回でも買える、こういうことであつたわけでございます。それではこういう規定がございまして有名無実で、何回でもいろいろな銃砲火薬店から買えるというところで悪いということ、通産省とも十分打ち合わせまして、この量は一狩猟期間を通じての量しか買えないんだと、こういうふうに昨年関係の通産省令を直していただいて、一狩猟期間についてこれだけの量を買える、こういうことにいたしましたので、今後はそういうものの横流れというものはないと、こういうふうに考えております。

○市川房枝君 いまの規定は三十七条ですね。そのあとの四十九条で、この一律の規定がされておりますが、これも実際狩猟する人に聞いてみますと、ずいぶん一日に実包または空包二百個とあるのですが、せいぜい二、三十発ぐらいで、二百発というのは多過ぎるということも言っているのですが、この多いかということが私はいつも問題があるので、今度は触れていないとすれば、その点を考えていただきたいと思ふのですが。

それから銃砲や空気銃を持つておる人のうちで、所持の許可を受けた中で狩猟の免許を持つておる人の数が少ない。銃砲のほうは約六〇%、空気銃のほうは五%ぐらいしかないというが、そういうただ銃を持つておるという人、こういう人は一体的に、ただ銃だけを持つておる人、狩猟する目的でなく、ただ銃だけを持つておる人、そういうものの実態はどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(今竹義一君) これは全くの私どもの一応の推算でございますが、大体こういう実態ではないかと考えております。点を最初申し上げますと、銃砲につきましては約四十九丁、五十万丁弱でございますが、五十万丁でございます。このうち狩猟に使われておる数は大体三十万丁ぐらいではないかと、こういうふうにお考えしております。

それから射撃の数をやっておる——狩猟をする人は射撃をやりますが、それではなくて、射撃のみをやっておるという数が大体四万丁前後ではないかと、こういう推算をしまして、狩猟または射撃に使われておるのはまあ三十四、五万、残りの十五万丁ぐらいは狩猟にも射撃にも使われていない銃ではないかと、こう考えております。空気銃につきましては約三十九万丁あるわけでございますが、大体狩猟に二、三万、それから射撃に三、四万丁、大体そういう使われておるのは六万丁前後ではないか。残りの三十三万丁というのはそういうものに使われていない銃ではないかと、こう考えておるのであります。

○政府委員（今竹義一君） 従前の現行の規定は、

そういう狩獵を行なうということを予定いたして

とになっておるのでございます。したがって、

氣銃についても、あるいはその構造なり、あるいは

は機能の基準なりをあらためて再検討なさるおつもりはないのでしようか。

○政府委員(今竹義一君) 空気銃につきましても、事故が最近むしろ減少いたしておりますのは、これはいまさきも申し上げましたように、空気銃はかなり無許可の、まだわれわれの視線に出ていない空気銃がたくさんございまして、そういうものが乱用されて事故を起こしたという例が多かったわけでございます。それをだんだん許可手続、あるいは廃棄等いたしまして、それが減つたことによつて事故等が減つてゐるものと、かように考えております。

ただ、最近の空気銃におきましては、かなり威力の強いものもございまして、このたびの五条の二項でございしますが、いわゆる一定の基準を定めまして、まあ通常の空気銃として必要な程度の限度にとどめまして、特に短い空気銃あるいは組み立て、分解等によつて拳銃等に近しいものになるような空気銃等、あるいは安全装置、引き金等の構造が不完全だというふうなものにつきましては所持許可を与えないというように、その構造、機能によつて限定をいたしたい、かように考えております。

○理事(沢田一精君) 午前中の審査はこの程度にいたし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時五十二分開会

〔理事沢田一精君委員長席に着く〕

○理事(沢田一精君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

地方公務員の定年に関する件を議題といたします。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○占部秀男君 定年に関する問題ですが、最近都道府県市町村の中で、給与や勤務条件の問題、あるいは勤務のいろいろな条件について、男女間の差別が非常にひどくなつてきておる。勧奨退職とか、いろいろな問題もあるんですが、条例等にもそう

いう点が明確に出されておるものが相当出てきておるわけですが、これは、一つには地方財政が非常に苦しいというところから、何かこう婦人の地方公務員については、勤務にも、あるいはまた給与、勤務条件も落とそうと、こういうふうな財政的な考え方もあるんじゃないかと思ふんですが、いずれにしても、いまあちらこちらで問題となつておるわけですね。

そこで、政務次官にお伺いをしたいんですが、三月二十六日の予算委員会でも田中寿美子委員、また次の分科会では小柳委員から、そうした問題点について、行管の長官や労働大臣に対して質問があつたわけですが、これに対して、長官も労働大臣もともに、男女の平等の原則から考えて、さういふ扱ひ方は妥当ではないと、さういふふうなことを言われておるんですが、これは働く婦人の権利の問題として非常に大きな問題になつてくると思ふんですが、自治省として、勤務しておる地方公務員の男女の問題で、さうした点について平等の原則をどういふふうに考えておるのかと、さういふ点についてまず見解を承りたいと思ふ。

○政府委員(大西正男君) 具体的事例についてでないとはつきりしたことは申し上げられませんが、一般的な御質問として承りますならば、男女に差別をいたしませんことは、これはまあ生理的な問題とか、さういふ人間としての自然的な条件に基づくことにつきましては別でございしますが、さうでない限りにおきましては、憲法の保障いたしておりますとおり、男女同等同権でございまして、さう、そのような線に沿つてこの問題につきましても取り扱わなければならないのだと考えています。

○占部秀男君 そこで行政局長にお伺いしますが、地方公務員法の十三条には、職員に適用される基準の一般的な原則として「平等取扱の原則」があるわけですね。「すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて」云々とあつて、「差別されてはならない。」と、

さういふような条文があるわけですが、これは言うまでもなく、地公法に規定されておるところの職員の服務、給与、勤務条件の規定、さういふ点にすべてこの原則が及ぶと私は考えておるんですが、その点はいかがでございしますか。

○政府委員(佐久間彌君) そのとおりでございします。

○占部秀男君 そこで高橋婦人少年局長に、労働省側にお伺いしたいんですが、この男女のいまだ言つた働く場合の平等の扱いの問題については、労働三法のうちの基本的な法の一つである労働基準法の三条と四条に、さういふ点に関連を持つ規定が行なわれていたと私は思ふんですが、三条は、これは言うまでもなく、使用者は、労働者の国籍、信条あるいは社会的身分を理由として、賃金や労働条件その他の問題について差別待遇をしてはならないと、さういふことであるし、四条は、賃金の問題で、労働者が女子であることとを理由として賃金について差別扱いをしてはならないと、さういふふうな規定されておるわけですね。そこで、何か賃金以外の労働条件については、基準法で性別の点が書かれてないから、これは男女間の差別をしていいんだというふうな話の一部にはあるやうであります。これはやはり性別というものは、賃金以外の労働条件についても女子の差別をしてはならないと、さういふ規定である、さういふ解釈が大勢であるというところを私は聞いておるんですが、労働省としては、さういふ点についてはどういふ見解を持っておられますか。

○政府委員(高橋慶子君) 先生御指摘のように、労働基準法の第三条は、均等待遇を規定いたしておりますが、使用者が差別的取り扱いをしてはならないというその規定の中での要件といたしましては、「国籍、信条又は社会的身分を理由として」とこのようになつておまして、性別というところとはここに入っていないわけでございます。それからまた第四条のほうは、男女同一賃金の原則

をうたつておるわけでございますが、ここでは明瞭に、女子であることを理由として男子と差別的取り扱いをしてはならないといつておりますが、これは賃金にのみかかわるやうに表現されておるわけでございます。このように第三条と第四条がそれぞれ異なる観点から男女の平等ということを取り扱つておりますために、しばしば先生御指摘のような議論も聞かれるやうに思ふわけでございます。この点につきましましては、さういふ形に基準法で第三条と第四条と設けましたにまつては、いろいろと立法技術上の問題があつて、このように定められたものと私どもは理解をしております。決して賃金以外のことに限つては男女の差別があつてもいいという意味ではなくて、男女の平等という精神はあくまでも基礎になつておると思つておると思ふ。ただ、取り扱いの問題といたしましては、実際問題といたしまして、女子に対しては特殊な保護規定などがございします。労働条件の上で特殊な保護規定などがございします。第三条に性別を入れますと、その条項とのかかわりあいにおいて、一方の形式の上での問題が起きると、このようないふから性別といふことが入れられなかつたといふやうに理解いたしておりますし、またその法の扱いにつきましましては、いま申したやうな趣旨で、労働条件につきましても、特殊な保護は別といたしまして、一般的な面におきましては、男女の平等といふことを趣旨として行政の運用上進めておるものと理解いたしております。

○占部秀男君 さうしますと、この労働法の三条に性別が抜けておるといふことは、賃金以外の勤務条件について男女の差別をやつてもいいといふことではなくて、それはいわゆる自然的な条件といひますか、いろいろな男女間の性の持つてゐる特有の勤務上の自然的な条件の違ひがあるわけですから、さうした点を機械的にあらわせないためにやつておるといふやうなことでおると、さういふやうなお話でございします。さうすると、労働省としてさういふ問題についての行政指導に、さう

いう立場から行なわれておると、かように私はいまの局長の御答弁から考えるのですが、それでよろしゅうございませうか。

○政府委員(高橋屋子君) こういう問題について、とおっしゃった点がよくわからないのでございませうが、このたゞいま問題になっております若年定年等についてのことでございませうか。

○占部秀男君 それも含めていたわけですが、○政府委員(高橋屋子君) お答えいたします。私もそのような問題を取り扱います際の基本的な姿勢といたしましては、先生御指摘のとおりでいたしております。

○占部秀男君 そこで佐久間局長にお伺いしたいのですが、この労働基準法、いわゆる労働者の労働関係の基本法の一つである労働基準法でも、賃金はもちろん、いろいろなこの給与、勤務条件の問題については、男女の差別はしてはいけないという、そういう基本的な考え方の方で労働省としては行政指導をしておられるのですが、その労基法の三条には、性別というものが言明されたようにないわけですか。ところが、この地方公務員法の十三条には、明らかに人種、性別、社会的身分若しくは門地によって、差別されてはならない。こういうふうな規定されておられるわけですが、これはおそれる憲法の何条でしたか、あれを受けているのだらうと思ひますが、こういうふうな労働基準法で書かれてないところまで地方公務員法で書いておられることは、男女間の給与、勤務条件についての差別という問題を、まず公務員の側において、公務員の関係において、率先して民間よりもはつきりとそういう問題のないようにしたい。かなくちやならぬ、こういうところにこの十三条の考え方の規定されておられる積極性があるように考えるのですが、そういう点はどういうふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(佐久間君) 民間よりも公務員が率先してという趣旨が、この規定の立法精神かどうかという点につきましては、私もなおつまびらかにいたしていませんけれども、本条が公務員の身分取り扱ひのすべての面におきまして、私どもが守つていかなければならない原則であるというふうに心得ております。

○占部秀男君 ところが、自治省の行政指導というか、考へ方の中には、何か男女の平等の扱いを否定するということはないのでしようが、軽くみるような考へ方があるのじゃないかということ、私は非常に心配をしておるわけですが、これはもう率直に具体的に申しますと、たとえば、公務員課長きておられますが、公務員課長が四月の六日の日に、これは私、人のまた聞きですから、そういうようなことを言われてなければそれでけっこうですが、女子の能率が悪いから能率の悪い人をやめさせるのはあたりまえだというようなことを、この自治省の婦人の労働者の代表の人と話をした、こういうようなことを私は聞いておるのですが、そういう事実があるかないか、それをひとつまず最初に……

○説明員(森清君) 私は四月六日に婦人の代表の方に会ひして申し上げましたことは、男女を平等にしたいというわけ、女子だから能率が悪くて男子と同じように扱つてくれという要求をするなら無理ですよ。男でも女でも同じ扱いをいたしますというのを申し上げたのです。

○占部秀男君 女子が能率が悪くても男と一緒の要求をしてはいけないというそういう言い方は、非常に持つて回つた言い方で、ぼくはどうも了解できないのです。一体、能率がいいか悪いかというところは、これは個人の一人々々の問題であつて、女性一般、男性一般という問題ではないわけですか。地方公務員法で規定している給与、勤務条件あるいは職務の基準というものは、男でも女でも男一般、女一般の問題になっておるわけですか。そこで「差別されてはならない」という十三条があるわけですが、したがって、婦人の職員の問題あるいは男の職員の問題とかりに問題を分けて問題にした場合に、個人々々の能率を男がいかに悪いかというところを一体はかる基準だつたたいへんな問題なんぞ、そういう持つて回つた言い方はぼくはおかしいと思ひます。それは婦人だから能率が悪い、男だから能率が悪いのだ、こういうことはないので、男だから能率が悪いのですよ。その点をばつきりしてもらいたい。

○説明員(森清君) 仰せのとおりでございまして、公務として人を使う場合に、能率のいい人を使うのはあたりまえの話であります。能率の悪い人を排除したりあるいは給与上の取り扱いにおいて差別をする、これはあたりまえの話である。それが能率が悪くても、仕事をしなくてもその人が女だからいい待遇をしてくれ、こういう要求をされるのであれば、それは行き過ぎであります。男でも女でもそういうことと関係なく、私はだから勤務評定をする場合は、男だから、女だからという区別をせずして、同じく勤務評定をして、仕事のできる人はそれだけの待遇を与え、仕事のできない人にはそれ相応の待遇を与えることは当然であつて、女だからどうこうする、男だからどうこうするといふことがいけないことだと、こういうことを申し上げたのであります。

○加瀬完君 佐久間局長に伺ひますが、いまの給与法は、いま課長さんの御説明のように、能率に従つて給与の段階をつけていいという規定になつておりますか。

○政府委員(佐久間君) 現在、給与決定の基準につきましましては、御承知のように、地方公務員法の第二十四条にございませう。そこにおきましては、御承知のように、生計費並びに国及び地方公共団体の職員あるいは民間事業の従事者の給与その他の事情、ということが書いてございませうので、「その他の事情」の中に能率というものを考慮するといふことは含まれておると思ひますが、能率を大きなポイントとして差別をするといふ考え方はございませう。

○加瀬完君 人事院規則には、給与と成績というものが規定されておるはずですよ。成績良好なる者は昇給、昇格を当然とするといふた考えをとおつておるわけですよ。その成績良好というものは、無断で長期欠勤をするとか、過失によつて処罰を受けるとか、そういうことのない限りは、成績良好とみなすといふことに規定されておるわけですか。

ね。で、管理職の立場から見ても、能率があがるからこれは特別昇給をさせるのだ、これは能率があがらないから昇給はさせないのだ、そういうことができないたてまえになつておるわけですよ。これはこの委員会でも勤務評定が問題になつたとき、人事院の総裁が来て、はつきり証言をいたしておつて、自明の問題です。人事院規則によつて成績良好というものは、普通勤務をしておればこれは成績良好とみなさなければならぬという立場をとつておるわけですよ。それをあたかもそれとは別に、特別な上役のおめがねにかなわなければ、能率があがるという上司の判定がされなければ、その者はとめておつてもいい。逆に能率が非常に高いと上の者が認めた者は特別昇給をさせてもいい、こういうことはできないといふたてまえをとつておるわけですよ。人事院規則は、そうじゃないですか。課長のおっしゃることは人事院規則は違ひますよ。それでございせんか。

○政府委員(佐久間君) 昇給につきましましては、良好なる成績をもつてその期間を勤務した者といふことについての解釈につきましましては、ただいま先生のおっしゃつたように私も心を得ております。しかし、そのほかに特別昇給という制度がございませうが、この特別昇給は、勤務評定によつて特別に成績が優秀である者について特別にされるというものでございませうので、その場合におきましては、仕事の上の能率といつたようなことも一つの要素として当然考慮されるというふうな解釈しております。

○加瀬完君 関連ですから、これでやめますけれども、勤務評定そのものも人事院規則からすれば問題になるという点も、この委員会でも過去において指摘をされておるわけですよ。普通に勤務している者は成績良好として当然昇給昇格をさせなければならぬ対象といふことにきまつておるなら、その者に段階をつけて、一方は上げる、一方はとめるというところは、人事院規則からおかしいという問題も指摘をされておるわけですよ。便法として何か色をつけようといふことで特別昇給というよ

うな方法で能率給的なものを加味しておりますけれども、それはいまの給与体系の大筋、基本的問題にされては困ることなんです。あくまでも一般の勤務をいたしております者は条件が満たされれば昇給をし昇格をするということがたてまえなわけですね。そういうたてまえからすれば、男だから、能率が高いからこれは昇給をするのも当然であつて、女が男と比べて能率が低いわけだから、仕事もできないのに同じような条件を、上げることが希望することはおかしいという考え方はおかしいですよ。それは訂正してくだされ、先ほど課長のおっしゃったことを。すいぶん、それは占部さんでなくとも誤解じゃないですよ、そういう解釈をとつておつたらおかしいですよ、人事院規則からいへば。そうじゃありませんか。

○政府委員(佐久間彌君) 公務員課長の申し上げた点について、誤解を招くような点がございました。たならば、その点は訂正をさせていただきます。と思ひますが、公務員の給与の決定につきましては、基本的な考え方は先生のおっしゃいますとおりでございます。

それから、その昇給昇格について、男女の性別の差というものをもち込んで考えるということ、これは公務員法のためではないということ、先ほど公務員課長もその性別の差というものを抜きにして勤務成績を考へるべきだと、かような趣旨で申し上げたと思ひますが、その点はただいま私の申し上げたように、私のほうは理解をいたしておるわけでございます。

○占部秀男君 いま局長から、悪いところは取り消すという、訂正するというお話があつたので、あまり追及するやうな形になるのもいやなんですけれども、いま加瀬委員が言われたことは、これはもう給与、勤務条件の問題の基本点なんです、そういう点は明確にひとつ考慮して、行政指導なりあるいは地方公務員法の運営をしてもらいたいと思ひます。特にぼくは森課長にもう一つそのことについてお伺いしたいのは、私の耳にはこ

うことが入つておるわけでありまして。それは、勧奨退職の場合に男女の年齢その他で差別をつける。こういう問題について話し合いがたぶん行なわれたと思ひますが、そういうやうな話し合いの中で、課長は一般的に女子は能率が悪いということ、は確信を持つて言えるのだ、男女差ということ、はよくないけれども、能率の悪い者から首を切るというの、は、やめてもらふというの、は当然のことじゃないかと、こゝろいうやうなことをあなたに言われたというのを聞いておるのです。もしも課長が——地方公務員法は、言うまでもなく、これは適用に当たつて、そういうやうなことを言われたとなると、これは非常に大きな問題になるので、そういう点について明確にひとつしておいてもらいたいと思ひます。

○説明員(森清君) 私の申し上げましたことについて多少誤解が入つて先生のお耳に入つておるやうでございますから、私が申し上げましたことを正確にこゝで申し上げておきたいと思ひます。

仕事の内容によりまして、男に非常に適して、男ならば非常に能率の高い職種もありまして、仕事の内容によりましては、女の人に適して、女の方が非常に能率をあげる職種もあるし、あるいは仕事の内容によつては、男も女も同じやうな仕事の能率をあげるというのもの、一般的にはあるだらうと思ひます。私の申し上げておりますのは一般論でありまして、特殊な婦人と特殊な男性を比べてどうこうと言つておる問題ではありません。そのことは仕事の性質上男女の自然的な差異からくる当然の結果ではないか、このように思つておるのであります。そういうことは勤務評定その他科学的な管理の上であつてくるやうな、その結果、結果としてある人が男性であり、ある人が女性であつたがゆえに、勤務成績に上下の差があるならば、上下の差に扱われてもやむを得ないじゃないか、そういうふうな差があるにもかかわらず、女と男は同一でなければならぬから、仕事の能率が悪くても男と女を一緒にしろという

ことは間違ひです、このように申し上げたのが第一点でございます。首を切るという問題でございますが、これはその前提があるのでございまして、たとえば、定数削減が法律なり条例で定まつた、そういうしますと、何人かの人間、いわゆる過員を生じまして何人かの職員を分限処分をもつてやめさせなければならぬ、こゝろいうときに、どういふ人を分限処分にかけようかというときには、能率の悪い人、あるいはその人がやめた後に生活ができたかどうかというふうなことを、あらゆる点を総合して考へてやるので、本人の家庭の事情等考えなければ、能率の悪い人からやめてもらふのがあたりまえ、そのときに能率が悪くても私は女だからやめさせてくれるな、ということを言つても、それは適用しない、能率が悪ければ男でも女でも同じやうに扱ひでやめていただくかなければならぬ、こゝろ申し上げたのであります。

○占部秀男君 第二の、分限処分の問題に、能率が悪いとか悪いとか、あるいはその人の職務、勤務態度がよいとか悪いとか、いろいろと管理考へて考へる条件といふことが、ファクターがあると思ふのです。しかし、婦人だからそれで、男だからそれだといふことはないわけ、何か婦人が分限処分に特になつたやうな場合の問題の話し合ひのときには、そういうやうな問題を出されるときは、これはもう非常に誤解を招くものになると思ふのです。一般的な労働管理の問題と、それからある特定の性別の者に向けられた、たとえば不利益の、たとえば首切りであるとか、あるいはまた給与問題であるとか、不利益の処分の問題について、それは質が違ふのだから、その問題を女の問題にひつつかけて、能率をひつつかけてくると、これは非常に考へ方によつてはおかしく考へ方によつては考へ方によつてはおかしな考へ方につけてもらいたいと思ふのです。だから、その第一に、あなた言われた、いま仕事の内容によつて女子に向く場合と男子に向く場合とあると、これはもう労働管理の上から当然そういう

ことは考へて入れたら、採用したり何か事実上やつておるんであつて、土方仕事を婦人職員にやらせようなんという、そういうばかな市町村長や知事はありやしませんよ、率直に言つて。だからそういう点については、何もことさらにそういう点に触れて能率問題を持ち出す必要はないんであつて、どうもあなたの言われておることは、何か能率というのを第一に考へて、とにかくやうやう民間がやつておるやうに、能率主義とか何とか、それを第一に考へて全部を律しておるやうな気持ちがあるんでね。これは、まあその点についてまたやると時間がありまじから、ぼくはこれ以上は深くは追及しません。先ほど局長の言われたやうに誤つたところは訂正してもらつたこと、ぼくはまあいいと思ひますけれども、この問題のあとでまたひとつ労働管理の問題点で別にやりたいと思ひます。いずれにしても男女間において能率を、一般的な問題として、男女の差というものを能率づけられるものじゃないんですからね、そういう点はあなたの答弁にもあつたから明確にしておきたいと思ひます。

そこで、ところが最近男女差の問題をいろいろな形で府県や市町村であつておるものが多くなつておるわけ、大別して私は資料として持つておるものを見ると、一つは勧奨退職職があらわちから、優遇問題も含めて勧奨退職職が行なわれておる。この勧奨退職職に關連して男女の差別が行なわれておる事実が一つあります。それからもう一つは、女の人は採用しないんだと、不採用という形で、この男女差をやつておるものが二つ、それから三つは、各県市町村の条例の中に、昇給や昇格の問題で男女の差が行なわれておる扱いがあるという、それから第四には、その他の給与、勤務条件の問題であるわけだけれども、いづれにしても、相当そういうやうな形で男女の差別が府県や市町村の場で行なわれておる。こゝろいうことをわれわれは聞いておるんですが、こゝろいう点については、何か自治省として調査したり、あるいはまた報告を受け取つた、こゝろいうやうな問題

点は最近ありませんか。調査をしたこともありませんか。

○政府委員(佐久間) 勸奨退職の状況につきましても、私どものほうで例の定年制問題を研究する際の資料といたしまして、地方団体に照会をいたしましたことがございます。そのほかの問題につきましては、あるいは先般予算委員会でも御質問をいただきました、私どものほうで府県のほうに事情を照会いたした事例が二、三ございいます。

○占部秀男 私のほうから具体的に問題を出してお伺いをしたいと思います。この勸奨退職の場合に、年令や勤続年数によって男女の差をつけているところが相当あるわけです。たとえば、鹿児島県庁は、男は五十八歳で優遇退職の基準にしておるんですが、女は満三十歳以上で勤続年数十年以上の女子、これを基準にしておる。それから三重県では、これは男は五十五歳ですが、女の場合には三十歳、勤続年数十年、これを三十九年に一度この問題を出して組合の反対にあつて撤回したんですが、再度条例化しようとしておる。それから富山の県庁でも男の問題については五十五歳以上ということになっておるんですが、女の場合は補助職員、三十五歳で十年以上勤続した者、普通吏員について、女の吏員については四十五歳、こういうふうになっておる。また日野だとか、いろいろな市町村の場合がありますけれども、こういうふうな勸奨退職というのは自発退職というのか、自発退職とは違うけれども、当人が自発的に勸奨の基準に従って申し出る退職のことだと思ふのですが、こういう場合に、こういうふうな男女によつて年令の差をつけるということは、これはもう明らかに地方公務員法の第十三条の「平等取扱の原則」に私は違反しているんじゃないかと、こういうふうな見解を持っておられますか。

○政府委員(佐久間) 勸奨退職は、御指摘もございましたように、本人の意思によつてきまるわけでございますので、そのどういう基準で勸奨をするかというところは、いろいろなものと

きの状況を勘案をいたしまして、当局と職員団体側とで話し合つてきめておるといふのが実情でございます。いずれにいたしましても、これは事実上の問題でございますから、そのときの職員団体側と当局との話し合いによつて了解のもとに行なわれる場合におきましては、これはかりにこの中に男女差をつけるというふうな条項がございしても、労働慣行として私は差しつかえないじゃないかろうか、かように考えておるわけでございます。

○占部秀男 私がいまあげた例は、これは組合側と了解をつけてこういうことをやつたのじゃないかと、組合側は反対なんだけれども、県なり何なりでこの基準の条例化、もしくは何とこの基準、基準として発表して強行したと、こういうふうなケースなんです。少なくともですね、この勸奨退職そのものは確かに本人が申し出るわけですから、本人の意思によるのですけれども、男女によつて違つた基準をつくるということ自体に、私は問題があると思ふのです。男女同じような年令を、この勸奨の基準をつくつて、それによつて男なり女なりが申し出ると、これはまあ普通の一般的な問題としての扱い方、ところが基準が男と女によつて違つて、こういうことは、この扱い方自体がもう勸奨退職であらうがなからうが、この問題については差別待遇をしておると言われても仕方がないのだと私は思ふんですけれどもね。こういう点は局長としてどうふうにお考えになりますか。

○政府委員(佐久間) 他の条件が同様であります場合に、男女間同様な取り扱いをするのが御指摘のようになつてきませんかね。それと、この基準が男と女によつて違つておるわけでございますから、事実上の問題といたしましてお互いの了解をつけてやる分には多少気になる条項があらうとも、これはやむを得ないじゃないかろうか、まあそのときそのときの事情を当局といたしましても組合側といたしま

しても、判断の上になさるわけでございますから、私はそこは差しつかえないことじゃないかろうかと考えておるわけでございます。むしろ同様な条件のもとにことさら女だからということと差をつけるといふことが好ましいことだとは思つておりませんけれども、事実上の問題として、勸奨退職の場合についてはやむを得ないのじゃないかろうかと、かように思ひます。

○占部秀男 どうも局長の答弁は簡明切が悪いのですが、事実上の問題として、両方の意思が、両方が合意の上でやるのだからというのだけれども、事実上の問題としては、内面的に強制されて、肩をたたかれやめなければならぬように押し込められてやめるといふ実例のほうで、この勸奨退職の場合には相当あると思ふのです。また、それをするために男女差の基準を管理者としてはつくるわけでしょう、率直に言へば、男が五十五、女は三十歳だといふ場合に、何も、その全然合意の問題だけでやるなら、男五十五歳以上といふことでやつておつたり、それから年令の基準をつけずに、やめたい者はやめろといふふうに言つたつていいのです。ところが、男と女との間に基準の差をつけるというところは、実はその裏で肩たたきが行なわれておるといふことと関連している事実なんです。それだから、われわれはこの基準をつけるということはけしからぬと言つておるわけなんです。これはいろいろな問題点があります。たとえば、給与の問題とか、いろいろな問題があります。あるけれども、とにかく勸奨退職する場合に、男と女とで退職をさせる基準を違へるといふこと自体が、やはりこれは女にやめてもらおうといふ、一つの差別のこれはあらわれなんです。具体的に言つて事実上。だから、したがつて、どうも好ましくないことだらうでは、私はこの問題ははつておけない問題じゃないか。少なくとも、地方公務員を保護するところの自治省としては、男女の平等というものをこゝろからさきに破られるようなことについては、これはもう法律に違反

であるかどうかは、これから法律問題になると思ふのですけれども、少なくとも十三条には妥当でないことは事実なんです。平等の扱い方に対しても妥当でないことは事実なんです。こういう基準を設けるというところは、その点は明確に自治省としても考えてもらわなければならぬと思ふのです。この点はいかがですか。

○政府委員(佐久間) 勸奨退職をいたします場合には、御承知のように、いろいろな事情を総合勘案をいたしまして行なつておるのが実情でございます。むしろこの希望者がございいますれば、まず希望者を優先的に対象にするといふことでございまして、他の行政組織上のいろいろな事情も考えまして、あるいはまた先ほどお話がございしました勤務成績というふうなものもありまして、また本人の経済的な状況等もございまして、これはまあいろいろな事情を総合勘案した上で、当局と職員団体と話し合ひの上で、一つの基準といふものをきめておるわけでございますが、まあこの基準もいわけばお互いの内輪の事実上のものではないかと、私はまあ関係者の合意の上で行なわれる限りは、これは私もとてやかく言ふべき筋合いのものではないのじゃないか。ただ、まあ抽象的に申しまして、男女なるがゆゑにことさらに差をつける、他に特別の合理的な理由がないのにことさらに差をつけることが、いいことかどうかというお尋ねでございますが、それはまあ好ましいことではないといふふうに、私も考えておるわけでございます。

○占部秀男 組合と合意の上でそういうふうなことを受給してやつたといふことになれば、これは組合がそれを認めたといふことで問題点として違つてきますけれども、組合が反対しておるのに、職員団体は反対しておるのに、結局は一方的にこういうふうな基準を設けたといふことは、これは合意の中に入らぬわけですね、率直に言つて。合意の中に入らぬ問題になつてきます。そこで、ぼくは高橋さんにちよつとお伺ひしたいのですが、

昭和四十年四月一日に広島島の婦人少年室で、いま言ったような勸奨退職等についての女子の差別、これを若年定年といいますが、若年定年の問題で、これは明らかに労働基準法の規定の精神に反するから、憲法十四条の趣旨もあるので、これは好ましくないのだ、こういうことは改善されたいというような、どっかの照会で、回答かなにか出されたことは聞いておるのですが、こういう点はどういうような扱いをしておりますかお伺いしたいのです。

○政府委員(高橋屋子君) お答えいたします。ただいまの広島からの問い合わせでございますが、これは広島の記事といたしますのは、民間の企業の場合でございますので、自治体の場合とは多少趣が異なるかと思えます。また、この場合はいわゆる若年定年の問題でございますして、退職勧奨ということもやや性格が違うわけでございますが、事実といたしましては、広島におきまして、ある大きな企業において、女子職員に対して二十五歳でもって定年とするということをきめたわけでございまして、その際もやはり会社側と労働組合との間の協約において、それをきめたものでございまして、これについて、妥当性についての問い合わせが私どもへ出先のほうから参りましたので、これへの回答といたしまして、このように女子のみに適用される若年定年制というものを設けられましたこと自体が基準法に直ちに違反するとは申し上げられないまでも、基準法の精神に反することとは明らかである。また憲法の第十四条の趣旨にかんがみても好ましくない。さらにまた近次の社会経済的な観点からということにかんがみしても、労働力の中に占める女子の中青年者の比重が高まっております。この趨勢にかんがみしても、このように若い定年制を女子に設けるということが望ましくない。したがって、改善されることが望ましいという旨の回答をいたしまして、その線に沿って地方において行政指導を行なうようにと、このような通達をいたしました次第であります。

○占部秀男君 女子のいま言つた若年定年制の問題と勸奨退職における年令、その他の女子の差別の問題とは形は違ひうのですが、これは本質は同じ共通したものを持つてゐると私は思うのです。特にいま労働省側のお話によると、組合と会社との間に労働協約で行なわれた、この労働協約で行なわれたものについてさえ、これは好ましくないのだからという、改善してしかるべきだという意見を、これはどういふような行政指導をされたか知りませんが、発表されているわけですね。いわんや、私がいまあげた事例のようなものは、これは職員団体が反対しているわけです。反対しておるにもかかわらず、そういふような格差があるきめ方をして押しつけておる、こういういふ事例なんです。これはもちろん民間でさえこうなんです。から、いわんや法律を守るべき公務員の職場において、こういういふような基準が行なわれておるといふことは、これは明らかに違反になるかどうかは別として、これが十三条に照らして妥当でないことは明らかなことだと思ひます。それ、その点局長はどうお考えになりますか。

○政府委員(佐久間彌君) 私は制度上の定年制として男女差をつける問題と、事実上の勧奨退職において取り扱い上配慮するという問題とは、これは問題が違ひのじやなからうか。私も、制度上の定年制を定めます場合において、男女の性別によつて差をつけるということがございますればこれは御指摘のように十三条の精神に反するというふうに率直に申し上げるわけでございます。ただ、先ほど来のお尋ねは、現在事実上の問題として行なわれております勧奨退職についてのことでございまするので、しかも、これは本人の承諾を条件としてのものでございますので、これは話し合ひの上でのことであるならば、多少こういうようなことが必要でやつておつても、これはやむを得ないことではないか。むろん男だからこゝろ、女だからこゝろ、それだけの条件でもって明確な差をつけて行なりということは、それは十三条の精神から見て望ましいことかどうかというお尋ねで

ございますれば、先ほどから申し上げております
 ように、私どもそれは好ましいことだという考
 えには考えておらない次第でございます。

○占部秀男君 これはいまぼくが、十三条に照らして妥当じゃないか、まあ法律違反になるかは別にして、妥当じゃないじゃないかと言ったときに、局長は好ましくないということばを使ったのですがね、これは好ましくないというようなことばだけではほうっておけない問題じゃないんですか。というのは、勸奨退職の場合に、そのところによっていろいろと実態が違ってくると思うのですよ。職員団体の非常に強いところは、これはあなたの言われたように、ほんとうに自発的に合意の上で、個々の人にとれば合意の上でその基準に従ってやっていく。ところが職員団体の弱いもしくは職員団体のないようなところは、これはもう勸奨退職ということとは名ばかりだけれども、これは「かんしょう」の「かん」が違うのであって、勧めのほうじゃなくて、いわゆる干渉する退職になっているんですよ。その実態は、ぼくは局長としても御存じのところだと思ふのですがね。そういうような実態がある中で、男女の年令についての基準を差別を設けるということと自体が、これは一つの好ましくないことだけではほうっておけない問題じゃないかと思ふ。むしろこういう法律に照らしても、これは違反は別にして、妥当でないで、こういうやり方はしないでもらいたいということを言うのが、ぼくは自治省としての当然のたてまえではないかと思ふのですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(佐久間彌君) まあ繰り返しになりますけれども、本人の意思にかからしめておるわけでございますから、そこで、これが違法だとかどうだとかいう法律上の問題は私は生じないと思うわけでございます。もちろん実際の運用の面におきまして、お話しのように、半ば強制にわたるようなやり方をしておるものがあるじゃないかというような御指摘でございますが、そういうやり方は、そのやり方自体として、これは避けるべ

きことであると思います。あくまでも勸奨退職は本人の自由意思によってきめるべきものでありまして、強制にわたるようなことは、これは私どもといたしましても避けるように当然指導すべきことだと考えておるわけでございます。

○占部秀男君　そうすると、勸奨退職の場合には、これはいま年令の上でいったのですが、たとえば、年令の問題だけじゃなくて、有夫の、共かせぎで、二児以上の子持ちの女子職員は、この勸奨退職の基準にするというような――まあこれは前橋の市ですけれども、そういうような事例がある。あるいはまたどここの県で、子供を有する有夫の女子は、その基準であるとかいうような、夫があるとか子供を持っておるとかいうことで差別をつける、男と違つた差別をつける、こういうような場合も勸奨退職だからやむを得ないと、こういうように局長はお考えになるわけでありますな。

○政府委員(佐久間彌君)　有夫の婦だからということだけを取り出して行なうということがもしありますれば、そのやり方につきましては、私ども必ずしも当を得たやり方とは思いませんけれども、先ほど来申しておりますように、本人の承諾を条件といたしまして行なわれるわけでございしますから、法律的に見てそのことがいかにぬということではないのじゃないか。そうしてなお私は、おそらく各団体にきましても、そのほかいろいろな事情を総合的に勘案をした上でやっておるのが普通じゃないか。特に性別だけを一つの基準としてやっておるということはないのじゃないかと思ひますけれども、まあかりにございまして、本人の承諾を条件として、しかも、そのやり方が強制にわたらない限りにおいては、これもやむを得ないことだと、かように考えておるわけでございます。

○占部秀男君　じゃ私は、具体的な事例を一つ出して局長にお伺いしたいのですが、ことしの三月三十一日付で、新潟県の鹿瀬町というところで女子が退職をさせられたわけです。この退職をさした理由は、さつき課長が言われた問題に関連をす

11

るのですが、その町の人口が少なくなったので、したがって、職員の数も減らさなければならぬ、こういうことで退職をさせる。こういうことで定職条例を改正して、そうしてやめたわけですから、何でも、何でも六十人くらいの中で、十四人か十五人か定数を減らして、その定数を減らした該当者です、減らされてやめさせられた該当者になったのは女子職員ばかりだったのですね。しかも、その女子職員のうち十人は一応やめたんだけれども、四人はやめなかったというので、その四人を首にしてしまった、こういう事件が起きているわけですね。首になった人は裁判所に身分保全の仮処分を訴えを起し、また公平委員会にいま提訴をしておるわけですから、こういう問題、予算委員会でもちよつと話が出たというのですが、自治省のほうとして調査か、何か報告を求めたことがあります。

○政府委員(佐久間) 予算委員会でお尋ねをいただきましたので、新潟県のほうに事情を報告を求めました。県からの概要報告をいただいております。

○占部秀男君 それでは事情がよくわかっておるので、私も質問がしやすいわけですが、この七十名近い職員のうちで、女子職員十四人にだけ勧奨退職のあれをやったという事は、これはさつき局長が言われた、女子にだけ特別に問題点としてやるような場合には、これはもうけしからぬと言われた中に該当するのじゃありませんか。その点はどうか。

○政府委員(佐久間) 報告によりますと、女子だからということではなくて、退職後の生活状態を配慮し、本人が退職しても生活に支障を来さないと思われ、人、こういう基準で行なつた、ただ結果的に見ると女子になった、かようなことでございます。勧奨につきましては、先ほど申し上げましたように、強制にわたらないで、本人の意思によつて行なわれるならば、これもやむを得ないことではなからうかと、かように存じておるわけでございます。なお、その背景にどう

いう事情があったか、私も一応書面で報告を受けましたので、承知をいたしません、聞きましたところでは、かようなことでございます。

○占部秀男君 退職後の生活に支障ないので、それが結果においては女子にばかり集まったんだと局長は言われるのですが、これは明らかに有夫の人や女子の場合には、男よりはやめた方がいい、それはいいだろうという考え方で女子をねらったことは、これは明らかだと私は思うのです。そのやられた人たちの、特に四人のいま提訴をしておる人たちの証明書を、全部とつて見ると、おのれでいふことは、これは非常に客観的には役所の場合、わからない問題じゃないんです。事実、たとえばその中の一人のものを読んでみると、私の家庭は両親、子供がいて五人で、夫は病弱で定収入がなく、私の収入で生活をしていて、それをいま解雇されては非常に困る。こういうようなことを言っている人もあるし、それからもう一人は、これはやはり夫が遊んでいて、自分の収入で暮らしておるのだ、しかも年金の受給もあと一年というに首になってしまった、退職年金が、一年先には満二十年になってつづいて、それを首になってしまった、こういう例、それからもう一つは、主人も定年を迎えているし、それから自分もここでいまやられたのでは、どうにもならぬという証明、それからもう一人は、あと二年で年金がつくから、それまでは待つてもらいたいというところをお願いしたのだが、聞き入れずに首にした。こういうような内容を、公平委員会ですか、どこかへ出しているのです。こういうような無情なやり方がありますか、率直に言つて、十九年も十八年もつとめて、もうあと一年で退職年金がつくというのです、もう二年でつくというのです。それを首にしているのです。これは明らかに女子だけねらつたという証拠はありますか。こういうものが一体好ましくないというだけではないか、局長は思いますが、私はそうじゃないと思うのだ

が、こういうような問題こそ問題として取り上げて、公務員の生活問題について、これは男女を問わず、保護してあげるのが自治省としてのたてまえじゃないかと私は思うのだけれども、その点はどうか。

○政府委員(佐久間) 私もいま個々の該当者の状況につきましては報告を受けておりませんが、ただいま先生から御指摘になったような、あと一年、二年で年金がつくというような状況にあるというところ、これは管理職といつたかといつたか、まあお話を伺いまして、私も感ずる次第でございます。

なお、まあこの町の状況は報告によりますと、人口も減るし、税収も減るというので、議会のほうからも職員を圧縮するようという要望もあつたりいたしまして、町長が現員条例を改正するといふような措置をとつたように聞いておりますが、私はその限りにおきましては、これはやはり町として合理的な措置であつたかと思ふのでございまして、それにいたしまして、それによる過員を生じた場合に、どういふ者を対象として選定するかというやり方につきましては、これはいろいろなお事態を検討いたしますが、反省すべき点はあるいはあつたかと思ふますが、その点につきましては、私も詳しくまだ報告を受けておりませんので、何とも申し上げかねますが、先ほど先生の御指摘になったような点につきましては、ただいま申し上つたような感想を私として持つ次第であります。

○占部秀男君 時間が切られておりますから、ばくも急所の点だけ言いますが、それじゃいまの鹿瀬町の問題について、自治法の規定にもあるわけですから、地方自治体の執行運営の問題について、私は勧告だとかんとか、そういうやかましいことじゃなくても、調査や報告を求めることはできるのですから、求めてもらつて、そうしてそういうようなあまりひどい問題については、これは

は県のほうとしても、やはり市町村長に対する執行についての指導のあれがあるわけですから、ですからそういう点について、もっと生活が守れるような方向で私は処理してもらいたいのですけれども、一応詳しい報告書をとってもらいたいのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(佐久間) 御指摘もいただきましたので、さらに詳しい状況を調査してみたいと思ひます。

○占部秀男君 その点は調査をしてもらつて、あとの問題にしますけれども、いま言つた勧奨退職の条例の中に、男女の年齢あるいは有夫等のいろいろな形での差別を基準の中に入れておいて、一つの原因になつておるわけですから、これは率直に言つて、したがって、私は法律違反であるとかんとかんといふことを言うのじゃない。また勧告を出すとか出さないとかといふことを言うのじゃないけれども、少なくとも、そういうような勧奨退職のような場合に、年齢基準を男女で違へるとか、あるいは女だけの特有な条件をつけるとか、そういうようなことは妥協じゃないのだから、したがって、行政指導のほうでそういうことのないように、やはり自治省としては私はしてもらいたいと思ひます。

こういう点について、いま何といひますか、労働省のほうの見解を聞いてみると、非常にその点が広く、しかも明い答弁をされておるのだが、事実県市町村の場を持つておられる自治省としては、相当の苦しみは私は率直に言つてあると思ひますが、これが一概化してしまつて、これは相当勤く婦人としては困る問題になつてくるわけですね。したがって、行政指導の中で、そういうことは、誤解されるような形をとらないで、もらいたいといふことを、もっと明瞭な形で勧奨退職ができるようにひとつ行政指導をしてもらいたいと思ひますが、この点はいかがですか。

○政府委員(佐久間彌君) 個々具体の団体につきましては、それぞれいろいろの事情があることだと思ひますが、一般的なたてまえをいまして、考え方といたしまして、勸奨退職の場合におきまして、他の事情に格別の理由のない限り、男女において、そのみによって差をつけるというところが好ましいことではないことは、先ほど申し上りおるところでございますので、なお御指摘もいただきまして、今後指導上その点につきましましては留意してまいりたいと存じます。

○占部秀男君 留意したいということばなんです。これは非常にしつこいと思ひますが、留意をされただけでは困ると思ひます。やはり行政指導をしてもらいたいと思ひます。それは文書による場合もあるし、地方課長を呼んで、こういうことを、男女差をつけるような、そういう誤解を招くことはやめてもらいたいと思ひます。訓示する場合もあるし、いろいろ方法はあると思ひます。ただ留意するだけでは困るので、自治省として何らかの形で、これはやはり行政指導ということばの中に含めるかもしれないけれども、間違ひのないように指導してもらいたいと思ひます。

○松澤兼人君 ちよつと。どう答弁があると思ひます。それと、勸奨退職の場合、女子に対して特に年令を低下していったら、あるいは御主人があるのだからという条件で、女子だけを特別の待遇をするということ自体はもういかぬことなす。それはもう原則的に自治省も同意されると思ひますが、そういうことは原則におもひろくない、こういう行政指導をいたしますという答弁があれば占部君も納得するんじゃないですか。個別の場合には別ですよ、しかし原則的にいって、まあ今年度年令は取りやめになりました。だから実際上の問題としては、何とかしてその定年制を實際の団体の条例で生かしていきたいというふうなことを考えるんじゃないかと思ひますが、今後もしそういう問題が頻発してくるだろうと思ひ

です。それを自治省が考える場合に、やはり原則としてはこうだということを出して、その原則を尊重してやってもらいたいという行政指導ならできると思ひますが、どうですか。

○政府委員(佐久間彌君) どうも勸奨退職の実情を私どももあちこちから聞いております。いろいろ事情があるにはありますが、この勸奨は当局側と職員団体の側とがよく話し合つてやっていくという感じがいいんじゃないかというものが、私ども基本的な考え方として、男女について差をつけるというところは先ほどから申し上げております。それは決していいことじゃないと思ひます。そういう気持ちで十分待つて指導に当たつてまいりたい、かように存ずる次第でございます。

○占部秀男君 どもも断切が悪い。ちよつとこのところですが、交渉で話し合つてやってもらふことが第一だ、これはわれわれもそうなんです。交渉してやってもう一つが第一だ。その場合にも男女差というものがつけられるような、そういう誤解を招かないような方向でやってくれというくらいことは、行政指導の中へつけ加えたつて別に差をつけられないんじゃないでしょうか。もうほんのちよつとこのところなんだが、何だかそこがふん切りがつかない。元来、進歩的な局長が、そんなことを言うようじゃどうにもならない。それはやはり個々によつて違ふのだから、その点はよく知つております。実態は、ただ、いまのままでは野放しされたのでは、好むと好まざるにかかわらず、いま局長言われたような交渉で一致する前に、こういう問題でふんと分かれてしまふ。分かれてしまふやつを、強制的に一方的に県議会なり市町村議会なりで条例で出してやつてくるケースが多くなつてきている。だからわれわれが言つておる。

○政府委員(佐久間彌君) どうも繰り返して同じことを申し上げて恐縮でございますが、先生の御指摘になつております御趣旨はよく私も理解いたして、いろいろ努力をしておりますので、そういう心組んで今後さらに努力してまいりたいと思ひます。

○理事(沢田一精君) 速記をとめて。

○政府委員(佐久間彌君) 速記をつけてください。

○政府委員(佐久間彌君) るる御指摘をいただきまして、私どもも原則的にはそういう方向で努力すべきものと考えておりますので、今後指導上努力をまいりたいと思ひます。

○理事(沢田一精君) 本件についての本日調査はこの程度にいたします。

○理事(沢田一精君) 引き続き、銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案を議題とし、午前に引き続き質疑を続けます。

○鈴木壽君 今度の改正によつて銃砲の所持の許可を受けようとする者の年令を二十歳に引き上げる、こういうことになるわけでありますが、これについてひとつ、引き上げをするという根拠です、こういうものについてお考えをお聞きしたいと思ひます。

○鈴木壽君 引き続き、銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案を議題とし、午前に引き続き質疑を続けます。

○鈴木壽君 今度の改正によつて銃砲の所持の許可を受けようとする者の年令を二十歳に引き上げる、こういうことになるわけでありますが、これについてひとつ、引き上げをするという根拠です、こういうものについてお考えをお聞きしたいと思ひます。

○鈴木壽君 今度の改正によつて銃砲の所持の許可を受けようとする者の年令を二十歳に引き上げる、こういうことになるわけでありますが、これについてひとつ、引き上げをするという根拠です、こういうものについてお考えをお聞きしたいと思ひます。

ましても、そういうのがあつたのでありますが、この点ひとつどう理由、どういう根拠で引き上げなければならぬのか、引き上げたほうがいいのか、これをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(今竹義一君) 未成年者の昭和三十九年における銃砲の所持許可数は三百二十九丁であります。この未成年者が持つておる銃砲によりまして、所持許可を得ておる銃砲によりまして起つた事件は三件、事故は四件であります。これはその所持許可本人が起つたものもありません。また保管が悪くて他人が起つたものもありません。つまり未成年者に所持許可を与えたために起つた事件でございます。これはわずかな数ではございますが、その所持銃砲等の率で申しますと二・一％ということでございます。同年間における成年者の持つておる五十万丁ばかりの銃砲の起つた事件、事故は〇・四％ということでございます。やはり未成年者に所持許可を与えた場合、その銃砲が事件、事故を起こすという率は多いのでございます。三百二十九丁という数は現在においてはわずかでございまして、いろいろと射撃のブームのような問題もございまして、また先般のライフル少年事件、十八歳になったとたんに銃砲の所持許可を受けて二丁も持つておつて、たいへんな事故を起こしたというような経験にもかんがみまして、かつまた狩猟免許の年令が二十歳でございまして、特に威力の強い銃砲については、心身の発達した未成年者二十歳未満の者には所持許可をしないほうがいいのではないかと、かように考えた次第であります。

○鈴木壽君 十八歳から二十歳未満までのこの数年間の銃砲の所持の許可を受けておるものの数の動きですね。これどうですか。だんだんふえてきておるのか、あるいは横ばいになつておるのか、逆に減つておるのか、そこら辺どうですか。

○政府委員(今竹義一君) どういう状況になつておるかの資料は持つておりません。

○鈴木壽君 十八歳から二十歳未満までのこの数年間の銃砲の所持の許可を受けておるものの数の動きですね。これどうですか。だんだんふえてきておるのか、あるいは横ばいになつておるのか、逆に減つておるのか、そこら辺どうですか。

○政府委員(今竹義一君) どういう状況になつておるかの資料は持つておりません。

獵免許を取っていない、また指定射撃場で射撃をしていったかという点については、射撃をしていないというものでございます。

○鈴木壽君 過去に免許を受けておったもの、これは合わせて三十九と申しましたね。しかしそれは、その時点では、犯罪なり事故等の起こったその時点では、その目的のためには実はほんとうは使っておらなかったと、こういうことじゃないのですか。

○政府委員（今竹義一君） ちょっと説明がまずかったですと思いますが、そういう意味の過去でございませんで、まあその時点において大体使っておった、あるいは何らかの都合でそのときは狩猟免許を持っていなかったけれども、その前年にはは狩猟免許を持っておった、こういうような意味で大体使っておったと考えられるものでございます。

○鈴木壽君 この残りの十四件というのは、そういうこともなくて、ただ持っておったものについてのそれだと、こういうことですか、さっきの御説明は。

○政府委員（今竹義一君） さようでございます。

○鈴木壽君 これは考えてみると、やっぱりいままでの所持に対して許可を与える、そのときのひとつの、何といいますかね、ミスがあったのではなにかと思うのですがね。はっきり使用目的といいますか、用途といいますか、そういうものによつて今度は所持の許可を与えなければなりませんから、それを取ったと、そしてそのときにあるいは一べんか二べんか、いずれにしても狩猟にも出かけた。しかしその後全然そういうことのために使っておかないが、銃だけは所持の許可を得たものですから、それは持っているのだと、こういう例が私非常に多いと思いますね。ですから、そこら辺は一体そういうかっこうにしておいていいのかどうか。今度許可の更新が五年ごとに行なわれるという

よりなことがありますが、これはさっきのお話では、何かいま私が言ったようなことも考えるのだと、こういうようなことだったやうでありますけれどもね。端的に言つてあれですか、使用目的、用途というものがなくなつた場合には持てないというふうにきちんとしてべきじゃないかと思うのですが、どうです、その点は。

○政府委員(今竹義一君) 使用目的、用途がなくなつた場合には持てないやうにするというよりも、いろいろ検討してみたいと思つていますが、やはりあるいはまたその後になつて狩猟をやりたい、あるいは射撃をしたいというやうなことで使うこともあろうかと、こう考えまして、そうして五年ごとの更新の制度によりまして、この更新は、銃砲の変化がないか、あるいは本人の身体状況に変化がないか等を十分に見るわけでございしますが、あわせて継続して持つ意思があるかどうかというこの確認を行ないまして、できる限りこういう眠り銃を減少させたい、こういう考え方でございします。

○鈴木壽君 ちよつとこれは微妙なところでありますから、これは私が言つたやうな、なかなか簡単なことでもないかと思つたのですが、しかしこの法律の第四条によつて許可をする場合に、それぞれの用途というものがきちつときめられておりますから、これ以外は持てません、許可されません。しかし実際は、かつて何年か前に、使用目的になつたというので、持ったかもしれせんが、持つてゐるものは野放しということですよ。まづ端的にいえば、やはり許可する場合にこういう条件をつけるならば、その条件がなくなつたという場合には、これは、何とかの方法でその人から取り上げておくか、手放させるか、いろいろこれはあると思いますが、何かしないと、やはりこれはあぶないものだといふ前提に立つてこういう許可条件をつけておりますから、使用目的なり用途なりというものをちゃんと立てておりますから、何かあと始末みたいな、眠り銃のそれについて考

えないと、これは私はちよつと心配だと思ひますね。

許可の更新を五年ごとにやる、五年では私は長いと思ひます。いま現実にたくさん持つてゐるのですよ。十何万、十四、五万の銃が何らの使用目的を持たないで、用途についても考えなしに、ただ持つてゐる。そういうときですから、これからまた五年もこのままずっとそういう状態を続ける、あるいはまた五年の更新のときに、いや、私はそのうちまたやりたいからと言へば、これはやはり許可してやらなければならぬのですよ。やりたいという、かりに所持の願ひが出てきたときには、更新してくれという、そういうものが出た場合には、これはやらなければいけませんね。しかし実際には、はたしてその人がやるかやらないかわからぬ。長いこと、あぶなつかしいものを、眠り銃は眠り銃で眠つてだけおいていければいい、ときには目をさませられるやうなことが出てきますから、これは、何かやはり考えなくちゃならないんじゃないか、その点いかがでしょう。

○政府委員(今竹義一君) 眠り銃が一般の銃砲より特に危険なことではないと思ひます。ただ一般に使われておる銃砲は、使われておるだけで何らかの有用性があるのに、眠り銃は何らそういう有用性がなくて、そうして一般の銃砲と同じやうにそれがあつたために危険だ、こういうものだと思ひます。その点についてはいろいろと検討いたしたのをごさいます。たとえば狩猟免許を持つておるやうなことも考えたんですが、狩猟免許も御承知のとおり十月から三月までしか有効でないというやうなことで、年中狩猟免許があるわけでもございせん。また指定射撃場で射撃をするというにつきましても、現実には一つ一つの射撃を見るわけにもまいりません。会員その他のことも考えたんですが、結局は、これを担保する手段がないので、やはりそういう点については、本人の申告、これを尊重して、これを信頼してやつていく、本人がもう更新になりましたから、私は要りません、こういうことになり

ますと、そこで失効という扱ひがたいへんいいのではないかと、こう考えたのでございします。ただ本人の言うところを信頼することにはなりません。たとえばおの例で申し上げますと、めくらになつたなとおは指定射撃場で射撃をやりたいというやうなことを言ひまして、これはもうめくらであるというやうなことで、とても射撃の目的とは客観的に見て考えられないというやうなことで、更新の際失効、こういうことになると考えております。

なお、五年が長いではないか、こういう点でございしますが、更新に三年のもの、五年のもの、いろいろございしますが、この銃砲につきましては、その間における所持者の身体的条件、その他及びその間における銃砲の変化等を見ているという点があり、かつ、そういう継続所持の意思を確認するといふこともございします。また現に銃砲、空気銃、合せて八十八万丁でございまして、これをこの法律をお認めいただきますと、四十一年から五年間で全部更新するといふことになりまして、大体平均で十七万六千丁といふやうなこともなりました。しかも、それが年中ばらばらということにもなつてまいらぬやうなこともございします。月にかたまつてまいらぬやうなこともございします。所持者の便宜、及び行政のいろいろな処置、都合等も考えまして、五年が最も適当である、かやうに考えた次第でございします。

○鈴木壽君 これは、銃砲刀剣の法律は、とにかく銃砲等を野放しにしておいてはあぶないといふことを前提にしていろいろ規定、そういうものが組み立てられておるわけですね。一たん許可を受けたのだから、これは野放しでないと云へばそれまでですが、実際は野放し、使用目的がないし、事実上用途についてのそれが無いといふことは、だつたらやっぱ使用目的なり用途なりといふものを實質的にそれを聞いた場合に何かやっぱこれは考えないと、許可するときはいろいろのことを言つておるけれども、一たん持つてしまへば、どうなつてもそれは所持者を信用するしかない、こうなつてしまふわけですね。事故を防ぐといふ

たてまえからしますと、これは片手落ちだといふことになりまふ。一方、ただ持つてゐるやつを捨ててしまへとか、売り払つてしまへとかといふと、ひとつの個人の所有権にも触れてくるやうな問題が心配されますがね。しかし、そもそも今言つたやうなたてまえで持つことが許可されておる、その条件のもとに持つてゐるのだといふことになつておる以上、これはやっぱ何か考えないといふな故なり事件の件数は少いかもしれせん。しかし、そういう問題は私一つあつてもやっぱりうまくな

いことだと思ひますね、一つあつても。それから許可の更新なんかも、それは全国で八十五、六万ですか、それを一年に処理しなければいかん、これはなかなかたいへんだと思ひますが、しかし、これも一方所でやるのではなく、各都道府県に分かれてやるのだから、やればそんなにむずかしいめんどうなこともないと思ふんですね。だからこれはひとつ近い将来において眠り銃をなくすといふやうな意味を含めての許可の更新をやるべきではないだらうかと思ふんですね。

○政府委員(今竹義一君) 現在の法律の規定は、御承知のとおり、狩猟の用途に供するため必要な銃砲を所持しようとする者、こうございまして、この規定は、狩猟の目的のために銃砲を所持しようとするのかどうかという点、つまり目的と持つべき銃の性質とを両方ともはつきり言ふものであるのかどうかという点について、かなり疑義がございします。新しい規定では、そういう銃銃といふものは、「狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため」といふ目的の規定を明確にしまして、そういう目的でなければ、銃銃は持つてないんだということを明確にいたしたんでございします。

ただ、それにしまして、いま先生のおっしゃるやうに、持つ場合にそう言へば、それを信ずる以外にはないといふやうなことでは心もとないではないか、こういう御指摘でございしますが、やはり

所持許可者が、持たたいという場合に、本人が狩猟のために持ちますと、しかもどう見ても狩猟し

そうだとすることであれば、所持許可を与えなければならぬ、こう考えます。ただ、できるだけそういう場合における——この前のライフル少年の姉が狩猟の目的で銃銃を持っておったんでござい

ますが、そういうことを防止いたしますこともかねまして、講習制度という、銃銃を持つについて、できるだけそういう無用の者が持つ面も、これは副産物でございしますが、防止いたしたい、か

ように考えておるわけでございします。また更新の際も、できるだけ御指摘のような点、つまり狩猟に使用しておるか、あるいは標的射撃に使用しておるかという点も、できるだけ本人に確かめまし

て、賦り銃というものをなくしていくというような行政措置を講じてまいる、かように考えております。

○鈴木憲君 許可の失効の場合ですね、これは今回の法律改正に關したとじゃないんですが、たとえば許可を受けて所持しておった者が死亡したとか、あるいはあつて意思がないというようなことがはつきりした場合に、いわゆる許可のそれは効力を失うことになりませんか。失った場合のその銃銃等、それはどうなっているかという点について的確なつかみ方をいままでもやっておりませんか。たとえば、もっと具体的に言いますと、ぼ

すか。たとえば、もつと具体的に言いますと、ぼくならぼくが許可を受けて持っておったと、その私が死んだと、せがれが銃をやる意思もなければ、射撃をやる意思もなくしておったと、そういう場合もありませんか。私に死んだために許可が効力を失っているんだから、それをどう処分するかという点について、これをどう処分する

は手放そうと決意をした時点ですか、これはどうです。

○政府委員(今竹義一君) この八条の規定は、手放そうとする具体的な場合にはいろいろなケースがあると思いますが、いま見届けておられますと言いましたことについて補足させていただきます。昭和三十一年中の場合、散弾銃で申しましたが、死亡によって失効しましたものが六百四十件、盗難八十一件、譲渡、贈与、これはいろいろな業者に売った数もございしますが、三万二千七百九十九件、滅失、廃棄五千六百四十四件というように確実に見届けております。

○鈴木憲君 そこでもう一度許可のそれに返りますが、狩猟、有害鳥獣駆除、標的射撃の用途に供するために銃銃等を所持しようとする者は許可を受けるんだが、それは許可を受ける場合のことに

ついては、これは一々将来やりたいというのから確かめる方法はない——確かめる方法と云うていいか、将来のことですから、ここで何のかんの言つたつてしょうがありませんが、しかしその後一体どうしておるかということについては、これはある程度外からも確かめられますね。しかも、それが一年や二年ではなくて、あの人が銃銃を持

ておるんだが、何年も銃に出かけたこともなければ、有害鳥獣の駆除に使用したこともなければ、もちろん標的射撃に行つたこともない、これはさ

らにありません。うちにいくと銃銃を飾つてあるけれども、何にもしていないというの、これはあります。私の友人の中にも一人おる。しかし、そういうふうにはつきり何年もそういうふうになつたものに対しては、やはり何かの方法を考

えて、何といひますか、譲渡するなり、廃棄するなり、あるいはどこかで預かつておくようなところでも考えて、何かそういうことをしたほうが私

はいいと思ひますがね。

○政府委員(今竹義一君) 実はその点もいろいろと検討したのでございします。たとえば狩猟したといふことについては、狩猟免許というものがなければだめだとか、あるいは射撃をした

ことがなければだめだとか、あるいは射撃をしたといふことについては指定射撃場の会員であるとか、あるいは銃銃店で銃銃を買つた、あるいは火

薬の許可を受けたといふような証明書をつけさすといふような、いろいろなことを考えたのでござい

ますが、どんなことをもししても、結局、たとえば、たまを買つたといふようなことは、許可申

請がありまして、許可を得ればまたたまを買えるわけでございますので、そういうのをなにして

置して完全に規制するといふことは技術的に非常にむずかしいんじゃないか。そこで本人のや

り言うところを信頼しまして、ただ本人が、たと

え、申しますと、その間めくらになつた、あるいは、変なたとえでございしますが、八十のおばあさんになつたといふようなときは、いかに何でも狩

猟あるいは標的射撃といふことはむずかしいといふようなことで、更新の際に所持をしないように

して、もう、こういうことにならうと、こういうことと考へたわけでございます。

○鈴木憲君 これはいまの許可は、一度許可をさされて、まあ第一年には狩猟の免許をとつたのだと、こうなると、二年目からは何もなくても持

てるでしよう。持つておられますね。事実そうです。だから、さつき私言つたように、許可の更新

を早目にやつて、そういう用もないのに持つてい

るものについて対策という点からいっても、こ

一兩年中にひとつ一ぺんきれいに洗うというよう

なことが私必要ではないかと、こう思ひますが

ね。どうです、これは。これはまあこの法律とは

違つてきたことになりませんがね。

○政府委員(今竹義一君) 昭和二十一年以降、昔

のボツダム勅令以来二十年間経過しました。その

和四十二年四月三十日まで更新を受けなければ失効する、こういうふうに附則の五項に書いてあります。

○小林武治君 更新を受けないものはそれで無効になる、無効になるという事は、もう所持ができません。したがって、不法所持にいつからなりましか、不法所持ということに。

○政府委員(今竹義一君) 法律的に申し上げます、更新を受けるべき期日までに受けなければ不法所持になります。ただ、直ちに不法所持として措置するかどうかについては問題がございまして、やはりつい忘れたという様な場合もあるだろうと思ひますので、そういうつい忘れたでは困るんですが、何かの事情があつて非常にやむを得ないという様な場合には、あらためて許可をとつてもらうという事によつて措置する場合もあらうかと思ひます。また、そういうあらためて許可をとらないという様な場合には、二十七条で失効の手続きを課しまして、そして措置していく、こういうことになる、こう考へております。

○小林武治君 失効した場合はどうなですか。不法所持という事によつて、それは没収するとか、それはどうやるんです。さつきから鈴木さんが心配した、失効したらどういう手続をとるんですか。

○政府委員(今竹義一君) 現行法の二十七条でございまして、ここに提出命令の規定がございまして、いろいろそういう失効したもの、不法所持にかかると等について都道府県公安委員会が提出を命ずるということになっております。

○小林武治君 提出しなければどうします。

○政府委員(今竹義一君) 当然不法所持として措置すると、こういうことになります。

○小林武治君 不法所持すると、没収でもできるんですか。

○政府委員(今竹義一君) 提出命令によりまして、物そのものを提出させるわけがございまして、しかし、それに応じない場合は不法所持ということになります。

とになりまして、裁判の結果、没収ということになると考へております。

○小林武治君 私は鈴木さんが心配なさることは無理はないと思ひますけれども、あなた方ピストルなんかばかに大騒ぎするが、それと同じような公安上の心配のある銃銃その他をほとんど野放しにしている、こういうことになっていまして、今度はとにかく八千万丁もあるというので、更新の制度によつて無効になるのは非常にたくさんある。こういう場合に、いまのような手ぬるいやり方をしておつて、そして銃銃の心配がなくなるとは思ひませんが、何かどうもあなたの方の考え方が非常に寛大過ぎる、こういうふうに思ふんですが、とにかく相当な失効のあれが出ると思ひ、また提出しろと言つたつてしない人があつたと思ひ、それを訴訴すると何かと云つたつて、それはたいへんなことだ。実際の行政措置として、取り締まりの措置としてどういふふうにやりますか。どうもいまの話聞いていてどういふふうなやうな感じがする。

○政府委員(今竹義一君) ちょっと説明がまずかつたと思ひますが、更新を受けなくて所持許可が失効した場合には、当然不法所持罪が直ちに成立するわけがございまして、ただ、その場合に直ちに不法所持罪として、これを罰するかどうかという事につきましては、やはり更新なり何らかやむを得ない事情がある場合もありましようから、そういうやむを得ない事情があれば新たな許可申請をして、許可が認められる場合は許可の措置をする。またそれ以外の場合でも、もちろん直ちに不法所持の罰を科する場合もあると思ひますが、何らかの事情がある場合には、二十七条の提出命令によりまして、物そのものを提出させる。さらにこれに從われないような悪質なものにつきましては、当然不法所持として、不法所持罪を適用して刑事手続により没収するということになります。大体の場合は二十七条の提出命令により物そのものを提出させることができる、かように考へております。

○小林武治君 私がいま聞いているのは、いつ不法所持になるのか、直ちにならぬというならいつなるのか、あなたの方で提出命令を出すとか、そういう警告をして、それを聞かなければ不法所持になる、こういうふうなやり方だ、そうではなくて、かまわぬでおいで——いつなるのか。必ずあなたの方で提出命令を出しますか、それならそれでいいのだ。提出命令を出して、それならぬような場合には不法所持だ、こういうことで、不法所持になるならいつなるんですか。

○政府委員(今竹義一君) 法律的な不法所持罪は、直ちに更新手続をとらないで、更新の期限がきつた、法律的には不法所持罪、ただそれを直ちに不法所持罪として刑事手続を進めるかどうかという点については問題がある場合が多いと思ひますので、提出命令をかけたつて、なお従わない場合に不法所持罪として刑事手続になっていく、こう考へていられるわけがございまして。

○小林武治君 もう一ぺんどういふやうだが、聞いておきますが、一体五年間で失効したかどうか、本人の不注意もあるだろうし、あなたの方で必ず注意しますか。そういう要するに行政措置でもとるかどうかという事なんだ。漫然とかまわぬでおいておくかどうか。

○政府委員(今竹義一君) やはり原則的には御本人が一番注意していただかなければならないのでございまして、私もとしまして、まず許可証に更新の期限を明記しておくことによつて忘れないようにしてもらつて、あるいは更新の日が近くなつた際に何らかの親友会あるいは防犯協会等の団体の協力を求めまして、事前にそういう点についての注意をする、こういう扱いをいたしたい、こう考へております。

○小林武治君 これから許可するものは書くかも知れないが、過去のものはどうしますか。

○政府委員(今竹義一君) 経過措置によりましてものにつきます。この法改正の趣旨を十分に徹底することと同時に、親友会その他の団体を通じて、やはり同様の注意を事前にしたい、こう考へていられるわけがございまして。

法所持になるのか、直ちにならぬというならいつなるのか、あなたの方で提出命令を出すとか、そういう警告をして、それを聞かなければ不法所持になる、こういうふうなやり方だ、そうではなくて、かまわぬでおいで——いつなるのか。必ずあなたの方で提出命令を出しますか、それならそれでいいのだ。提出命令を出して、それならぬような場合には不法所持だ、こういうことで、不法所持になるならいつなるんですか。

○政府委員(今竹義一君) 法律的な不法所持罪は、直ちに更新手続をとらないで、更新の期限がきつた、法律的には不法所持罪、ただそれを直ちに不法所持罪として刑事手続を進めるかどうかという点については問題がある場合が多いと思ひますので、提出命令をかけたつて、なお従わない場合に不法所持罪として刑事手続になっていく、こう考へていられるわけがございまして。

○小林武治君 もう一ぺんどういふやうだが、聞いておきますが、一体五年間で失効したかどうか、本人の不注意もあるだろうし、あなたの方で必ず注意しますか。そういう要するに行政措置でもとるかどうかという事なんだ。漫然とかまわぬでおいておくかどうか。

○政府委員(今竹義一君) やはり原則的には御本人が一番注意していただかなければならないのでございまして、私もとしまして、まず許可証に更新の期限を明記しておくことによつて忘れないようにしてもらつて、あるいは更新の日が近くなつた際に何らかの親友会あるいは防犯協会等の団体の協力を求めまして、事前にそういう点についての注意をする、こういう扱いをいたしたい、こう考へております。

○小林武治君 これから許可するものは書くかも知れないが、過去のものはどうしますか。

○政府委員(今竹義一君) 経過措置によりましてものにつきます。この法改正の趣旨を十分に徹底することと同時に、親友会その他の団体を通じて、やはり同様の注意を事前にしたい、こう考へていられるわけがございまして。

○小林武治君 はつきりした、こういうふうなことをね。たとえあなたの方が通知を出しても、親友会なら親友会に入っていない人なんか幾らでもいるんですよ。団体に入っている人は問題ないですが、入つておらぬ人が相当いる。いまあなたのおっしゃるようなことじゃ徹底しない。法律なんかだれも読みませんよ。第一秘蔵している人は、こんな法律なんか関心が無い、そういうふうなものについては一々チェックして、そして何か公安委員会でも注意をして、不法所持をさせないように、いかにもどうも投げやりのやうに思われるのです。

○政府委員(新井裕君) どうも保安局長がたいへん民主的に手続をしようというところだけを強調しようとして歯切れが悪くおわかりにくかつたと思ひますけれども、御指摘のやうに、失効いたしましたれば不法所持になります。更新制をとる以上、更新のたび許可を受けなければ厳重に処分するのは当然でございまして、そのために注意を喚起したします。もしこの法律が通りますれば、来年から適用するわけがあります。その間に、所持者は各署別に一応わかつておりますから、これを通じまして十分に徹底させます。あなたはいつ受けなければなりませんという事を徹底させます。また、今後更新のたびごとにもそういう点は徹底をさせるやうにいたしたいと思つております。

○鈴木壽君 経過規定の5には、昭和二十一年から二十九年まで許可証の交付を受けた者は昭和四十二年四月三十日まで失効するのだという、こういうたくさん並べてありますね。これを見ておると、さつきから私言っているが、まだるっこいんだ、これでは、三十八年に受けた者は四十四年まで、三十九年に受けた者は四十五年の四月三十日まで、というふうになっていまして、もう五年も六年前に受けた者が、これからまた四、五年たたなければ、その間いままさき指摘したやうなものとはにかく目の届かないところにやつておるのだと、こういうことでは、あふないものの処理としては少しまだるっこいような感じがするわ

○政府委員(新井裕君) ちよつと一言だけ。手ぬるいとおっしゃられれば、確かに五年間のあれですから手ぬるい。一番手ぬるくなくやろうと思えば、パチンコ屋みたいに二カ月、三カ月ごとに許可すると一番嚴重かもしれませんが、いま鈴木委員御指摘のように、いままで永久許可でやっておつたものを今度許可の更新にいたしますので、おもしろ意味では相当根本的な改革でございます。銃刀法は何回も改正をいたしておりますが、大体刃物の關係の改正がおもでありまして、銃について根本的に改正するのは今度が初めてでございます。そこで、われわれとしては趣旨を十分徹底させなければなりませんし、今度の許可申請は、前と法上は同じかもしれませんが、ただいままで保安

この請願の趣旨は、第一三〇〇号と同じである。

第一三八二号 昭和四十一年三月二十三日受理
住民のための地方公営企業確立に関する請願
請願者 京都市下京区上之町八 正木健治
外二千八百名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一三〇〇号と同じである。

第一三八三号 昭和四十一年三月二十三日受理
住民のための地方公営企業確立に関する請願
請願者 大阪市此花区春日出町下二丁目
大下ツル外四千名
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一三〇〇号と同じである。

第一三八四号 昭和四十一年三月二十三日受理
住民のための地方公営企業確立に関する請願
請願者 大阪市此花区高見町二ノ八三 橋
本マヌエ外四千五百名
紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第一三〇〇号と同じである。

第一四〇二号 昭和四十一年三月二十四日受理
住民のための地方公営企業確立に関する請願（四通）
請願者 横浜市中区北方町一ノ三四 石井
和夫外千九百九十九名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一三〇〇号と同じである。

四月八日本委員会に左の案を付託された。

一、住民のための地方公営企業確立に関する請願（第一四二四号）（第一四四〇号）（第一四七二号）（第一四七三号）（第一四七四号）（第一四七五号）
一、社会保険関係職員の身分移管に関する請願（第一四五一号）

一、保健所国庫負担職員給等の超過負担解消に
関する請願（第一四五三号）

第二四二四号 昭和四十一年三月二十六日受理

住民のための地方公営企業確立に関する請願（二
通）

請願者 横浜市神奈川区神大寺町八〇〇
安藤昌三外九百九十九名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一三〇〇号と同じである。

第二四四〇号 昭和四十一年三月二十八日受理

住民のための地方公営企業確立に関する請願（三
通）

請願者 横浜市保土ヶ谷区岩井町二八二
小宮山彦吉外千四百九十九名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一三〇〇号と同じである。

第一四七二号 昭和四十一年三月二十九日受理

住民のための地方公営企業確立に関する請願

請願者 京都市左京区鞍馬本町四〇 岸根
健夫外三千五百名

紹介議員 伊藤 顯道君

この請願の趣旨は、第一三〇〇号と同じである。

第一四七三号 昭和四十一年三月二十九日受理

住民のための地方公営企業確立に関する請願

請願者 青森市造道字沢田六二ノ七 桜田
弘美外三千八百名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一三〇〇号と同じである。

第一四七四号 昭和四十一年三月二十九日受理

住民のための地方公営企業確立に関する請願

請願者 大阪府堺市北新七軒町三 長穂隆
外四千五百名

紹介議員 大河原 次君

この請願の趣旨は、第一三〇〇号と同じである。

第一四七五号 昭和四十一年三月二十九日受理

住民のための地方公営企業確立に関する請願

請願者 大阪府堺市新在家町東二ノ三〇
石通良一外四千二百名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第一三〇〇号と同じである。

第一四五一号 昭和四十一年三月二十九日受理

社会保険関係職員的身分移管に関する請願

請願者 熊本市桜町三ノ一〇 熊本県国民年
金職員組合内 井尻盛雄外三十名

紹介議員 鬼木 勝利君

臨時行政調査会並びに地方制度調査会の答申にお
り、社会保険関係職員的身分移管をすみやかに実
現されたい。

理 山

一、社会保険関係職員は、地方庁の行政機構に属
し、知事の補助機関としてその指揮命令監督を
受け、地域住民のための行政に従事しており、
その勤務の実態は地方公務員である職員とな
らざるを得ない。

二、しかるに不合理にも、地方自治法附則第八
条の規定によつて「当分の間なお官吏」とされて
いるので知事には人事権がなく、そのために給
与その他待遇の面で地方公務員である職員との
間に著しい不均衡があるばかりでなく、職務上
の二重の指揮監督、人事の固定化と不平等のき
わめて不適な状態におかれている。

第一四五三号 昭和四十一年三月二十九日受理

保健所国庫負担職員給等の超過負担解消に関する
請願

請願者 福岡市紅葉町一ノ一一 権藤恒夫
外六名

紹介議員 原田 立君

補助金の交付にあたり、本来、国において当然措

置すべき財源措置について、それぞれの適正なる
改善を図り、すみやかに実施するよう強く要求す
る。

理 由

実際の補助金の交付算定にあつては、個々の補
助要綱において、単価差、数量差、対象差を生じ、
この結果、自治省の調査によつても、昭和三十
九年度における地方公共団体の全国の超過負担総
額は、一千百億円の巨額にのぼり、この額は、四
十年度においてさらに増大しているといわれる。
今回、国において二千七百億円に及ぶ四十一年度
地方財源の不足対策の一環として、その一部二百
五十億円の解消が図られたが、なお、保健所国庫
負担職員給、国民健康保険事務費、国民年金事務
費等において大きな超過負担を地方団体にしてい
る。

加えて、今回の地方財源はてん対策として、本来、
交付税等の一般財源により措置すべきものを起債
によつて振替充当し、この償還を地方団体の負担
とする等、超過負担解消と逆行する措置がなされ、
地方財政はいよいよ窮状に追い込まれる現状にあ
る。

第十三号中正誤

ページ 段行 誤 正

三 一から 内部が 内部で

昭和四十一年四月十八日印刷

昭和四十一年四月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局